

明代の興王府と湖広安陸社会

——『大明恭穆獻皇帝實錄』による初歩的考察——

城 地 孝

はじめに

さきに筆者は拙稿「天津図書館蔵『大明恭穆獻皇帝實錄』と嘉靖時代の史書編纂事業」を発表した⁽¹⁾。その契機は、ひとえに表題にかかげた『大明恭穆獻皇帝實錄』（以下『猷皇帝実録』と略記）なる史料を实見したという一点に尽きると言つて過言でない。本稿はいわばその続編にあたり、『猷皇帝実録』を史料として、前稿でほとんど論じられなかつた明代の興王府とその所在地である湖広安陸（現、湖北省鍾祥市）の社会との關係に注目しようとするものである。

周知のとおり、明の第十二代皇帝の世宗嘉靖帝（位一五二一—一五六六）は先代の武宗正徳帝（位一五〇五—一五二一）が継嗣なく崩じたため、湖広安陸の興王府から迎えられて帝位についた。即位直後より帝の実父である興王朱祐杭（一四七六—一五一九）の礼制上の処遇をめぐる問題が持ち上がり⁽²⁾、やがて官界全体をまきこむ政争へとエスカレートする。このいわゆる「大礼の議」を契機として、世宗は国家礼制の全面的な改定を強行していくが、こうし

た政治状況のなかで、実際には一藩王に過ぎなかった興王を皇帝として位置づけるべく編纂された「実録」が『獻皇帝実録』であった。嘉靖五年（一五二六）六月に完成したのち、少なくとも明末までは他の実録と同様に保管されていたと思しい『獻皇帝実録』は、右のような成書の経緯からも想像されるように、史料としての価値は必ずしも高いとは言えない。明末の沈徳符などは、その内容を「一字も書いていないのと同じ」と酷評しているほどであるが³⁾、そのためもあってか、現存するものとしては、全五十巻のうち巻一から巻十を欠く天津図書館所蔵の残本一本が知られるに過ぎない。成化二十三年（一四八七）に興王に封ぜられ、弘治七年（二四九四）に安陸へ之藩した彼の事績のうち、本史料に残されているのは弘治十一年（一四九八）正月から正徳十四年（二五〇一）六月の薨去までの記事である。

『獻皇帝実録』について、その内容にまで踏みこんで論じた研究としてまず挙げるべきは、高艶林氏の論考である⁴⁾。管見のかぎり、本史料についての専論としてはおそらく唯一と思われる当該論考では、高氏が独自に設けたいくつかの分類ごとに『獻皇帝実録』の記事が引用されている。筆者も前稿において、高氏によって明らかにされたところを前提としつつ、みずからの実見も踏まえて、本史料によって知られる若干の知見を上乗せするとともに、きわめて不十分なながらも、その編纂や収蔵の経緯について言及した。その上で、「大礼の議」に直接かかわって世宗が自派の理論的正当性を主張したり、興王やその王府所在地を顕彰したりするために編纂した諸書はもちろん、先代武宗の『明武宗実録』もふくめた嘉靖初年における朝廷主導の史書編纂事業全般について、あるべき秩序を具現化しようとする礼制改革と同様、時間軸の上でも興王の言行を規範化し、ひいては世宗自身の帝位の正統性を示そうとするものと性格づけた。

ところで、高艶林氏は『獻皇帝実録』について「明の藩王制度や安陸地方の社会・政治・経済状況を研究する際に

も他史料の記述の裏づけとなる重要な史料」だと評している⁵⁾。この評言は筆者にも首肯できるものではあるけれども、高氏の論考の主眼はどちらかと言えば『獻皇帝実録』の紹介に置かれていたようであり、右のような可能性は必ずしも十分に展開されているように思われない。かく言う筆者もまた、そうした方面については前稿でまったく検討をくわえることができなかった。こうした状況を踏まえて本稿では、『獻皇帝実録』に見える荘田経営や文武の地方官府との関係、あるいは水利といった問題にかかわる記事を示し、それらを手がかりとして興王府と湖広安陸の地方官府や在地社会との関係を如何をうかがってみたい。

とは言うものの、『獻皇帝実録』がそうした作業を進めるのに十分な情報を与えてくれるかと問われれば、遺憾ながら決してそうとは言えない。本稿で扱おうとしている諸点についての『獻皇帝実録』の記述は、その大半がきわめて断片的なものであり、他史料をあわせ用いたとしても、対象について十分につまびらかな像を把握するのは容易ではない。本稿でも、「大礼の議」をめぐる政争の過程で興王とその王府を顕彰すべく編纂された史料や、嘉靖年間（一五二二—一五六六）に安陸州から改称された承天府および府下各県の方志の記述に多くを負いながら叙述を進めざるをえない。

『獻皇帝実録』成立の背景にあつた政治的事情も、本史料の扱いを難しいものにしてている。既述のように、この書物が廷臣たちと対立するなかで、実父の言行を皇帝のそれとして記録することで規範化し、もって自身の正統性をも主張しようという世宗の意図のもとに編まれた以上、そこに記される興王の言動があるべき当為のあり方からはずれたものであるはずはない。王府に対する荘田や各種課程の賜与およびそれに起因する種々の矛盾は、すでに世宗即位以前より官界で大きな問題として取り上げられていたし、現に弘治年間（一四八八—一五〇五）には、興王への荘田賜与が外廷の官僚たちから再三にわたって批判を浴びたことすらあつた⁶⁾。そうであればなおのこと、そうした方

面にかかわる『獻皇帝実録』の記事にも、藩王としての理想的な言動を当たりさわりなく書こうという力が働いたであろうこと、想像に難くない。王府莊田あるいは明代中期以降における湖広への人口流入とそれにとまなう土地所有や水利をめぐる諸問題について論じた先行研究の成果に照らせば、結局『獻皇帝実録』の記述など、所詮は王府側の自己弁護に過ぎず、取り上げるに値しないと見る見方もありえよう。

にもかかわらず、そうした問題について本稿であえて『獻皇帝実録』を用いた検討を試みようとするのは、たとえ十分なものではないにせよ、そこから王府の側の立場や事情がうかがえるのだとすれば、それはほとんど全面的に官僚の立場からする言説に依拠して構築されてきた先行研究の理解を再検討する糸口になりうるのではないかとの見通しによる。二十世紀における明代宗藩に関する中国の研究を総括した梁曼容氏は、特に一九五〇年代から九〇年代以前の研究において宗藩と言えば、マルクス主義・階級闘争史観に立脚して、資本主義の発展を阻害するのに加担した搾取階級としか見なされず、腐敗・貪欲・残虐といったステレオタイプ化したイメージが固定化していると指摘し、新たな視角・理論からの再検討によって、そうした理解を克服する余地があると述べている⁽⁷⁾。こうした総括と展望がほかならぬ大陸の研究者によってなされている点は注目に値するし、実際、近年では、たとえば水利をめぐる宗藩と地方社会との関係に実証的検討をくわえた研究も発表されている⁽⁸⁾。

王府の立場からの検討を可能ならしめる史料の存在は、右のような動きにも裨益するところがあるのと同時に、ほとんどマイナスイメージ一辺倒と言ってよい先行研究の宗藩理解に対して、そもそもなぜそうした像を結んでしまうのかという問を立てることも可能にするように思われる。梁氏はマルクス主義にもとづく歴史観の影響を一因に挙げており、それはたしかに当を得た指摘ではあるが、同時に先行研究における理解の反証になるような史料にとほしいという事情にも一考の余地があるう。この点を考えることは、すなわち、明の行政の大部分を担うとともに、史料

の書き手としても大きなウェイトを占めるがゆえに、われわれが往々にして絶対視してしまいがちな官僚という存在を相対化し、ひいては明という帝国の統治の構造をも認識しなおすことにつながっていくのではないか。もとより本稿において、そうした議論を十分に展開することは到底かなわないが、そこに至るためのごく初歩的な作業として、『獻皇帝実録』から見えてくる興王府の姿を示してみたい。

管見のかぎり『獻皇帝実録』には影印本や活字体の存在も確認できず、閲覧が必ずしも容易ではないことを考慮し、本史料の記事に言及する場合、煩冗に失する嫌はあるが、あえて原文を逐一註記する。また、後述する『承天大誌』のなかに対応する記事がある場合、たとえば卷三十三、五葉表―五葉裏であれば「承天・五葉」のような略号を用いて記載箇所を附記する。

一．興王府莊田の所在地

すでに知られているように、明代の王府莊田については『賦役全書』に記載がなく、各王府が独自に保有していた簿冊も兵火によって失われており^⑧、王府莊田がどれほどの面積を占めていたのかを把握できるまとまったデータを得るのは困難な状況にある。先行研究では、たとえば方志に見える清代の更名田のデータなどにもとづいて推計されることが多いが^⑨、興王府の莊田については、嘉靖初年の政治状況の影響を受けて、王府の故地を顕彰すべく編纂された嘉靖『興都志』および『承天大誌』にまとまった形で数値が記載されており、それゆえ比較的是やい時期から研究者の注目を集めてきた。まずはこの両書の編纂の経緯を一瞥しておきたい。

嘉靖十年（一五三一）八月、湖広帰州南邏口巡檢の徐震が安陸州に京師を建てることを奏請した。多分に世宗の意

を迎えてなされたであろうこの上奏に対し、礼部は、太祖が出身地である濠州を府に改めたことを前例として、府に昇格させることを提案し、これを受けて安陸州を承天府に改めるとの詔が下された⁽⁴⁾。他方、衛については、嘉靖四年（一五二五）四月に安陸衛が顕陵衛に改められたが⁽⁵⁾、嘉靖十八年（一五三九）五月には荊州左衛を顕陵衛に改めるとともに、中都鳳陽にならって興都留守司を設置し、顕陵衛（＝旧荊州左衛）と承天衛（＝旧安陸衛）の二衛を統轄させた⁽⁶⁾。

都に昇格した興都承天府の方志編纂が最初に建議されたのは、嘉靖二十年（一五四一）二月のことである。承天府の府志を編纂し、これを『一統志』に収録するよう求めた承天府知府の呉惺の上奏に対し、ときの礼部尚書にして武英殿大学士であった嚴嵩は、編纂にあたっては『禹貢』の体例を範とすること、顕陵および旧興王府修築工事の責任者で、工事完成の功により工部尚書に任ぜられた顧璘を総裁とし、草稿上進の暁には内閣の審査ならびに勅定を経て刊行すること、刊行後に史館に送付して『一統志』への収録を議すことを覆奏し、帝の裁可を得た。これを受けて編纂された方志が現在『興都志』として知られるものである。

嘉靖『興都志』に附された顧璘「興都志進呈表」には、史料収集にあたった知府呉惺のほか、編纂にあたった者として、方遠宜・魏良輔・柯喬・王格・顔木・王廷陳の名前が挙げられている。このうち方遠宜・魏良輔・柯喬は顕陵造営工事の監督として承天府で在職した経験があり、かつ方遠宜は嘉靖十二年（一五三三）刊『山東通志』に序を寄せ⁽⁴⁾、顔木は嘉靖十八年（一五三九）刊『隨志』および嘉靖十九年（一五四〇）刊『應山縣志』の纂者⁽⁵⁾、王格は万暦年間（一五七三―一六二〇）のことながら『京山縣志』の編纂にかかわっている⁽⁶⁾。柯喬と王廷陳も、のちに取り上げる嘉靖『沔陽志』の撰者にして顧璘も府志編纂について意見を求めたという童承叙と交流があったとされる。このように方志編纂にもつうじた人物をそなえた陣容で、嘉靖二十年（一五四一）三月より作業がはじまり、翌年正月

に完成した原稿は、三月に世宗に上呈された。しかし、世宗は礼部に再度添削するよう命じたのみで、勅許を得て刊行されるには至らなかつた。みずからの父母である興王および王妃の事績は国史・実録に記載されており、ほかの誰かが僭越にも書き記すべきものでない上、内容の面でも体例に合わず誤りが多い、というのがその理由であつた¹⁰⁾。

それからおよそ二十年を経た嘉靖四十二年（一五六三）四月、礼科都給事中の丘岳が『興都志』の改訂を奏請した。興王と世宗の「二聖」の衣冠を蔵し、帝の出身地でもある「都」でありながら、『一統志』では安陸という一州のうちに記され、せつかく編纂された方志も体裁がふさわしくないとの理由で未刊のままになっているのは「先帝の盛徳、我が皇上の大孝」を捨ておいて顕彰しないようなものだと言は、この提案がほとんど世宗への阿諛追従から出たことを強く示唆するが、こう述べた上で丘岳は、礼部に編纂について再議させ、前回の編纂時には書かれなかつたが現時点で記録すべき事柄をことごとく記し、『一統志』に収録するよう建議した¹¹⁾。さらに彼は、この改訂事業は内閣に総裁を命じ、翰林院の儒臣より分纂官を選任するよう求めてもいる。礼部尚書の李春芳も丘岳の建議に沿つた覆奏を行い、帝もこれを裁可した¹²⁾。このとき内閣にあつた首輔徐階と次輔袁煒が総裁となり、吏部左侍郎の董份が副総裁官に、いずれも翰林院の官であつた張居正・林嫌・呉可行が纂修に、それぞれ任じられた。途中、嘉靖四十四年（一五六五）四月に入閣した嚴訥・李春芳も総裁となつたほか、孫鋌・顧從礼・林偕春・陶文僖・高拱・瞿景淳も纂修にくわわっている。丘岳および礼部尚書李春芳の上奏が裁可されて十日ほどの四月二十五日、首輔徐階が世宗に編纂方針を上奏したなかで、本書は他の史書・志書とは異なる特別なものであり、特に帝より名を賜ることを求め¹³⁾、これを受けて嘉靖四十三年（一五六四）の三月に『承天大誌』の書名があたえられた¹⁴⁾。最終的に完成して勅定を得たのは、嘉靖四十五年（一五六六）二月のことである¹⁵⁾。

丘岳の上奏のほか、李春芳の覆議にも、嘉靖二十一年（一五四二）に顧璘が進呈した嘉靖『興都志』の修訂が命ぜ

られてから、ここまでに至る二十年間の御製や瑞祥についても増補すべきだと述べられている²³⁰。そのあとに上奏した徐階も、『興都志』の誤りの多さを指摘する上諭が下されてから、すでに二十年も経過しているが、記載されていない事柄もおおいとして、『興都志』の抄写を湖広の巡撫・巡按御史に送付し、当地の地方官に増補・改訂作業を行わせるよう求めている²³¹。これらの記事からは、嘉靖『興都志』に記載されなかった事柄や編纂後に生じた変化について『承天大誌』には増補されていることが知られる。そしてそれは王府莊田——世宗即位後は皇莊——の統計についてもあてはまる。

以上のように編纂された両書において、莊田の面積は嘉靖『興都志』では卷八、典制八に、『承天大誌』では最後の卷四十、苑田紀に、いずれも「莊田」の項に記載されている。『興都志』では、古来より封建諸侯には常祿のほか賜る田地があったが、明で定められた親王の常祿一万石だけでは実際の必要分の半分でしかなく、そのために莊田を設けて不足を補ったのであり、土地の良否や多寡は封爵のランクによって異なると述べた上で、現在、皇莊と称しているのは先帝すなわち興王の遺産を世宗が継承したものであり、旧王府莊田をこうした形で残していることこそ、世宗の孝のあらわれだと記している²³²。こうした書き方は徐階の手になる『承天大誌』苑田紀の序文の草稿にも同様に見られるが²³³、あくまでも皇帝を輩出した「都」の記録を編纂するのであって、一般の府志に書くような「秩官・謠俗の類、泛にして瑣細に及ぶ」もの、あるいは「星野・疆域・建置・官署」といった「郡邑の事」は採録しないという方針を明確に打ち出している『承天大誌』にあっても²³⁴、一見、些末とも思える莊田のデータを記載しているのは、こうした理由によるものと考えられる。

管見のかぎり、嘉靖『興都志』所見の莊田のデータは施正康氏・張建民氏が²³⁵、『承天大誌』のそれは王毓銓氏が²³⁶、それぞれ紹介している。既出のものではあるが、本稿でも行論の必要上、あらためて両書所載のデータを【表

表1 嘉靖『興都志』卷八「莊田」および『承天大誌』卷四十「莊田」のデータ
 閑地・閑墳田地（単位：頃）

	嘉靖『興都志』	『承天大誌』
純徳山（顯陵）	27.47302	27.47302
寶鶴山（鄧靖王）	10.07452	10.07452
瑜靈山（梁莊王）	28.3646	28.3646
岳懷王	20	20
常寧長公主	15	15
善化長公主	15	15

收租田地（単位：頃）

	嘉靖『興都志』	『承天大誌』	
		（原額）	新增
瀨馬灘等莊	1495.95232	1579.??512	83.1628
羅小山等莊	982.102965	988.618865	6.5159
池河等莊	1127.4549	1127.4549	284.66197
焦山等莊	797.51373	797.51373	
羅鐵溝等莊	706.0537	706.0537	30.9293
利河等莊	1055.3728	1055.3218	45.68692
赤馬野豬等湖	956.9743	956.9743	326.76995
蘆湫長河等湖	1157.3243	1157.3243	151.92435
通共各莊湖	8404.612885		

收租店房（間）・店房基地（丈）

	嘉靖『興都志』	『承天大誌』	
		（原額）	新增
城内外	1754 間半	1754 間半	
原遺衙門／空地	14 所／28 段	14 所／28 段	
舊口莊	872 丈	872 丈	
洋子莊	211 間	211 間	
盛家店	17 間	17 間	
豐樂河莊	317 間	317 間	485 間
朱家埠		681 間半	
塘港莊		186 間	
瀨馬灘西門外		261 丈	

1] に示す。

この数字について、嘉靖『興都志』には「因りて其の故を存すること左の如し」と言われている。世宗が「其の故」つまり旧興王府莊田を「存」したというのだから、この数字は世宗即位後に皇莊となってからのものということになる。張建民氏が明らかにしているように、皇莊の管理をゆだねられた「内臣」の兼任によって、旧興王府莊田は世宗即位後も拡大をつづけた⁸⁰⁾。嘉靖『興都志』所載のデータはそうした状況も反映したものであり、したがって興王府の莊田であった時期には、これよりもいくぶんかは小規模なものであったと考えられる。

【表1】を一見すれば、『承天大誌』は嘉靖『興都志』の数字を原額としたと思われるが、「収租田地」は焦山莊を除いていずれも増加している。「収租店房」すなわち貸店舗についても、豊楽河莊に所有する店房数が著しく増加している。豊楽河については、この河水が田地をうるおすことはなほ広く、民はこれによって豊作を得ていたとの記事があるほか⁸¹⁾、やはり朝廷が所有する収租店房や店房基地の所在地として名が見える旧口・洋子や朱家埠と同様、豊楽河でもマーケットが開かれていた⁸²⁾。さらにここには駅伝の舗も設けられていたほか⁸³⁾、渡し場としても重要な地点であり、明代には常々この地に兵士を置いて警備させることが議されたという⁸⁴⁾。このように豊楽河莊はゆたかな田地が広がるのみならず、商業また交通の要衝でもあり、嘉靖後半期における朝廷所有の店房数の急増も、こうした状況を背景としたものと考えてよからう。

【表1】に見える莊田所在地については、施正康氏が嘉靖『興都志』と各種の方志とを対照し、いずれも鍾祥県内にあったことを確認しているが⁸⁵⁾、『猷皇帝実録』には、これらのほかにも【表2】に示すように多数の莊田所在地を確認することができる。

【表2】に見える地名のうち、嘉靖『興都志』・『承天大誌』には見えないけれども、方志に記載のあるものを挙げ

表2 『猷皇帝実録』に見える荘田の所在地

紅廟水堤 (17、H 14. 6. 戊寅)
顔家腦莊 (21、H 16. 3. 己卯/30、Z 3. 11. 乙未朔/44、Z 11. 7. 辛巳/46、Z 12. 2. 己酉)
焦山莊 (21、H 16. 6. 癸亥/35、Z 6. 11. 戊申)
臺陂莊 (21、H 16. 10. 辛亥/30、Z 3. 7. 甲寅/38、Z 8. 6. 癸亥)
板橋灣莊 (27、Z 2. 正. 辛卯/31、Z 4. 7. 戊申/44、Z 11. 2. 戊午/45、Z 11. 9. 甲申/44、Z 11. 2. 戊午/48、Z 13. 4. 癸巳)
流連(口)莊 (30、Z 3. 6. 壬辰/48、Z 13. 5. 癸丑)
東港莊 (30、Z 3. 11. 乙未朔/31、Z 4. 11. 癸酉/45、Z 11. 11. 戊寅朔/49、Z 13. 12. 癸酉)
芝麻灘莊 (31、Z 4. 9. 癸巳)
青泥套莊 (31、Z 4. 9. 癸巳)
百頃鋪莊 (31、Z 4. 閏 9. 庚申朔)
竹陂河莊 (32、Z 5. 4. 丙寅)
池河莊 (35、Z 6. 6. 庚辰/44、Z 11. 5. 庚寅/48、Z 13. 3. 丙辰)
洋子莊 (35、Z 6. 9. 癸亥)
朴樹頭莊 (36、Z 7. 5. 癸丑)
城北湖莊 (35、Z 6. 10. 戊寅/36、Z 7. 閏 5. 戊寅/39、Z 8. 11. 乙丑朔/41、Z 9. 8. 己亥)
羅小山莊 (37、Z 7. 10. 辛丑朔)
利河莊 (38、Z 8. 4. 己亥/44、Z 11. 5. 庚寅)
沿山莊 (38、Z 8. 4. 己亥/45、Z 11. 8. 己未/49、Z 13. 7. 乙卯)
放鷹臺莊 (38、Z 8. 7. 甲申)
豐樂河莊 (38、Z 8. 8. 乙巳)
赤馬莊 (39、Z 8. 9. 甲戌)
馬公洲莊 (40、Z 9. 正. 庚寅/46、Z 12. 2. 己酉)
舊口莊 (40、Z 9. 2. 己酉)
寶鶴山莊 (41、Z 9. 10. 丁未)
瑜靈山莊 (41、Z 9. 10. 丁未)
澗馬灘莊 (43、Z 10. 7. 丙申/48、Z 13. 6. 癸丑/49、Z 13. 11. 辛亥)
焦石莊 (44、Z 11. 7. 丁酉)
快活林莊 (47、Z 12. 8. 癸丑)
五里山莊 (48、Z 13. 6. 丙申)

※ 「17、H 14. 6. 戊寅」：卷十七、弘治十四年六月戊寅条。「H」は弘治、「Z」は正徳を示す。

ると、まず台陂莊については、萬曆『承天府志』に鍾祥県城の南にある村のひとつとして記されており⁸⁶⁾、百頃鋪莊についても、鍾祥県から荊門州へと通ずるルート上にある西七鋪のうちのひとつとして、百頃鋪が県城から四十五里のところにあつたと見える⁸⁷⁾。また放鷹台については、楚王が狩獵の際に鷹を放つたとされる古跡であり、鍾祥県城の東四十里の敷沢の間にあつて、四方への眺望が開けたところであつたといふ⁸⁸⁾。

湖広で布政使・按察使などに在職した経験がある徐学謨が纂修者となり、万曆二年（一五七四）十一月から同四年（一五七六）にかけて編纂された萬曆『湖廣總志』卷三十三、水利二には、漢江の堤防についての考略が府州県ごとにまとめられており、承天府および鍾祥県についても記載されている⁸⁹⁾。これによれば、石城すなわち承天府城から⁹⁰⁾、蔡家橋・板橋灣・上下流漣・馬公洲・小河口を経て南河に至るまで、流れが湾曲したところに築かれた三百余里は、土地のひとつとが紅廟堤と総称しており、水上もつとも重要な場所であつた。かつては蔡家橋から湖へ注ぐ流れがあり、また流漣口・金港口からも枝河をとおつて赤馬野猪湖などに流れこむほか、青樹灣から軍台港にも流れていたために、漢江の水流を分散させることができており、それゆえに堤防も無事であつた。ところが、方志という「今」の時期には、これらの河川のなかばがふさがつてしまったため、嘉靖二十八年（一五四九）以降、堤防はことごとく決壊したといふ⁹¹⁾。遊水機能を持つ河川・湖沼の消失については、やはり石城周辺の城北湖・池河・殷家河などについても指摘され、承天府全体の水害の原因とも言われているが、府下の諸県のうち、漢江北岸で洪水被害のことも甚大などころとして挙げられているのが、この紅廟堤であつた⁹²⁾。そして『湖廣總志』によれば、こうした河川・湖沼の消失は「軍民官莊」による開発と私有のためにほかならなかつた。嘉靖中期以降、堤防決壊が頻発するなか、官府が修築を提議しても、そのたびに中止を余儀なくされるといふのを繰り返してきたのは、官莊および荊州右衛と鍾祥・景陵・京山三県の軍民の所有地が入り組んでいて、たがいに負担を押しつけあつてばかりいるからであ

るが、そのなかでも修築計画などおかまいなしに不法を働くこと、もつともひどいのは官荘の佃民であったとまで述べている⁽⁴³⁾。

以上、いささか些末に過ぎる叙述を重ねたが、本章で示した『猷皇帝実録』所載の荘田所在地の情報から、興王府荘田に由来する皇荘が農業生産のほか商業・交通・水利などの面においても重要な場所で拡大していたことを、ひとまずたしかめておきたい。

二二 興王府の荘田経営

興王の在世中、安陸は度重なる天災に見舞われた。費克光氏は『承天大誌』にもとづいて、弘治十二年（一四九九）・十五年（一五〇二）・正徳三年（一五〇八）には旱災、弘治十年（一四九七）・正徳十年（一五一五）・十一年（一五二六）・十二年（一五一七）には水害というように、毎年のように災害がつづいたことを述べ、かつ弘治十二年（一四九九）の水害では死者四十三名、家屋六十軒・家畜百三十頭が流失し、田地二十余頃に被害が出たこと、正徳十年（一五一五）から三年つづいた大水害が大飢饉をもたらしたことを明らかにしている⁽⁴⁴⁾。これらは『承天大誌』のもととなった『猷皇帝実録』にも当然ながら徴することができ、高艷林氏によれば、本書に記録が残る弘治十一年（一四九八）から正徳十四年（一五一九）までの二十二年間に八回の大災害を数えることができるという⁽⁴⁵⁾。実際、たとえば正徳四年（一五〇九）十月、荘田の作柄調査よりもどつた管荘内官による「地勢の高い山や丘では旱害が多く、低地の湖田は水害が多いので、だいたい六割から七割の収穫でしょう」との報告に対して、興王は「佃民は租を納めても、飢寒をまぬがれることができるだろう」と述べている⁽⁴⁶⁾。六割から七割程度の収穫があれば飢寒に苦しむ

ことなく生活できるところから、一面で水害・旱害が頻発する安陸での農業の困難さを垣間見ることができ。また弘治十四年（一五〇一）三月には、食を得られない貧民が州城から相当に距離があるにもかかわらず、郢靖王・梁莊王の墓所の樹木を盗伐し、薪として売っているとの記事が見える。さすがにこれは興王も厳しく取締るよう命じているが⁴⁷、窮余の策ながら王墓の樹木を切つて薪として売ることがあったこともあわせて、飢饉の際の民の困窮ぶりが印象づけられる。

このように、必ずしも容易ならざる環境下での莊田経営に対する興王の認識・対応の如何について、『獻皇帝実録』が伝えるところは、基本的に佃民がつつがなく農業にいそしみ、飢寒の憂いなく日々を送れるようにすることこそ藩王のつとめだという価値観からはずれるものではないようである⁴⁸。理想的な藩王の姿を示すことが主目的のひとつであったこの史料に、それ以上のことを求めるのは酷かもしれないが、少なくとも本史料によるかぎり、莊田経営をめぐる興王の言行ないし王府の施策について、これと言った特徴を見出すのは難しい。

やや具体的な内容を伝えるものとして、正徳八年（一五一三）八月に管莊官に対して興王が示したとされる「教民務本事宜」がある。莊田経営の具体的な方針とも言うべき内容を六か条にわたって示したもので、第四条では租課徴収時の留意点を示し、第五条では堤防ならびにクリークの修築・整備を指示しているほか、第六条では春耕時に牛・農具・種子を欠く者にはこれを支給し、秋の収穫時には水害・旱害の状況を实地検分して租課を減免するよう述べている。さらに第一条では、家屋の周辺に桑叢を植えて養蚕を行えば、老人に絹衣を着せるとともに、現金を得て衣食の購入にあてられること、また山丘の空き地には果樹を植え、山中の草木も柴刈のためにたくわえておくべきことを述べ、第二条では鶏・鶩・豚を飼い、老人に肉を食べさせるよう説いている。第三条では溜池造成について述べているが、深さ一丈余、広さ七尺余とし、日照りに備えて水をたくわえるほか、魚を飼うこともできるといった点にまで

言及している⁶⁰⁾。こうした事柄を特に安陸の在地社会の実情に照らしてどう評価すべきかは難しいところだが、佃民の生活や生産にまで立ち入った内容の指示が藩王の言として示されている点に、ここでは注目しておきたい。

興王府の荘田経営に関して、おそらく『獻皇帝実録』のなかでもっとも多く見られるのは、租課の減免を伝える記事である。前章で列挙した荘田所在地の情報も、これらの記事から得られたものである。

租課減免の多くは、やはり水害や旱害によるものである。弘治十六年（一五〇三）九月には、この年の旱害のために、府内各地より管荘官が租課の減免を願い出てきたのに対し、興王は、いわば王府の内廷・外廷をそれぞれつかさどる承奉司・長史司より官を派遣して被災状況を調査させ、その程度に応じて租を免除したと見える⁶¹⁾。王府荘田全体を対象とするもののほか、特定の荘田に対して租課の減免措置が講じられている例も少なくない⁶²⁾。

土壌や地勢の如何が租課減免の理由に挙げられていることもある。たとえば台陂荘では「其の地、沙淤の塞ぐところと為」ったために⁶³⁾、また流連荘でも「沙淤の地土の租課を免」じたというように⁶⁴⁾、河川の土砂が堆積してできた湿地であることを理由として、当地の佃戸が減免を願い出て認められている。逆に百頃鋪荘では「山岡の地」の租が三割免除されているほか⁶⁵⁾、利河荘および沿山荘の民とされる郭明達・李思賢らの上啓には、この両地は礫が多いために耕作が困難だと言われている⁶⁶⁾。このほか東港荘および郢靖王の墓である宝鶴山、梁荘王の墓である瑜靈山では、虫害のために租課が減免されている⁶⁷⁾。

これら租課減免を伝える記事は、単に史実を伝えるという以上に、佃民に恩恵を施す興王の姿を伝えることに重点が置かれていると言えよう。こうした記事の多くが『承天大誌』卷三十三・三十四の「恩澤紀」に記されていることも、そのことを裏書きするが、これと同様のものとして、王府による賑恤の記事にも触れておきたい。

水害・旱害が往々にして飢饉をもたらしたことは先行研究でも言及されているが、たとえば『獻皇帝実録』卷之二

十四、弘治十八年二月己未（三日）条に伝えられる興王の言によれば、前年の不作により今春は王府の軍校・佃民の多くが食にも事欠く有様であり、食を求めて流浪する者すらいるほどであった。これに対して興王は、軍校・佃民に対しては、戸口の多寡に応じて穀物を支給するよう承奉司に命ずる一方、流民には儀衛司の官旗より粟米を支給し、空いている仏寺・道観で粥の炊き出しをさせるよう命じたと伝えられる⁶⁵⁾。飢饉に際しての寺観での施粥は弘治十二年（一四九九）六月および正徳五年（一五一〇）三月にも行われており、特に前者については王府の施粥によって命をつないだ者がたいへん多かったという⁶⁶⁾。飢饉や貧窮のために食を得られない佃民や兵士に対して、穀物を現物支給することもたびたび行われているほか⁶⁷⁾、王府の銀両で買い上げた米穀を支給している例もある⁶⁸⁾。また必ずしも賑恤にはあたらなないが、夏の炎熱の際には薬湯や水の配給も行っていたらしい⁶⁹⁾。

正徳十一年（一五一六）の水害は『獻皇帝実録』にも「居民漂溺す」と伝えられるほどの規模であった⁷⁰⁾。このとき興王は、安陸州・安陸衛の官と連名で榜文を出し、特に「郷間富実の家」に対して、食を求めて流浪する貧民に遭遇したら、これをとどめて保護・救済してやり、無下に境外に追いやってはならないと命ずるよう長史司に指示している⁷¹⁾。この水害の影響で、正徳十二年（一五一七）正月には米価の高騰が伝えられているが、このときも興王は、州衛にはそれぞれ軍民の救済を指示する文書を送るとともに、「郷間殷実の家」に対しても、粟豆を保有する者はこれを貸与せよ、秋の収穫時に官司が元本・利息の回収を許可するので、小民の糧食買入の途を閉ざして困苦に追いやってはならないという告示を出すよう承奉司・長史司に命じている⁷²⁾。後者の記事では、まず豊作の地に王府から銀両を發出して糧食を買いつけることが命ぜられており、右の措置はそれに追加するような形でなされたものだが、こうした大規模災害に際して、王府からも直接に当地の富民を対象として右のような指示や命令が出されていたことに注目しておきたい。

つとに先学が述べているとおり、莊田である以上、「公の官吏が行って治むべき所でなく、私の支配人が行くところであるから」、「管莊之人」・「管莊人役」などと称される莊田管理の人員も、王府の宦官あるいは校尉や綵旗・小旗のように⁶⁵、いわば王府の「内」の部分にかかわる者たちであった。そのことは、たとえば本章冒頭で触れた莊田の作柄についてのやりとりを伝える記事で、興王に報告したのが「各管莊内官」と記されていたことからたしかめられる。

莊田からの租課徴収を王府独自の徴収奪体系によって行う、いわゆる「自行管業」は明初の時期には特に制限されなかったが、次第に弊害が顕著になり、成化六年（一四七〇）に至って、これを国家の管理に帰し、州県が一定の率によって租課徴収を行う「有司代管」が成文化された。しかし、この場合も民田に比して重租である官糧則例が適用されるのみならず、徴租権の帰属と租率をめぐる王府と官府との対立があっても、大抵は皇帝の許可という形で王府の自行徴収が認められることが多かった。民田より高率である上に、自行徴収による額外徴収がくわわり、王府莊田の租課は過重となる一方であったとされる⁶⁶。成化六年（一四七〇）以降も王府の自行管業が依然として行われていたことの例として王毓銓氏が挙げているように、弘治十二年（一四九九）には、みずからの莊田は他府における税糧課徴対象の民田とは異なるとの理由で、王府による租課徴収を認めるよう興王が奏請し、孝宗の裁可を得ている⁶⁷。『獻皇帝実録』によるかぎり、いわゆる「有司代管」が行われていたことを積極的に徴証する記事が見当たらないことのほか、これまで紹介してきたように、莊田経営の具体的な方針とも言える前掲の「教民務本事宜」が示されたり、租課減免や災害・飢饉の際に状況確認が命ぜられたりするなど点からして、興王府の莊田経営は基本的に彼ら管莊官をつうじて行われていたと考えてよい。その実態をいささかなりとも具体的に把握しうる手がかりを『獻皇帝実録』に求めるならば、決して十分なものではないが、管莊官の望ましからざる行為に対する興王の訓戒ないし

叱責の言をひとまず挙げる事ができる。

正徳十一年（一五一六）の大水害の影響がなお残る正徳十二年（一五一七）二月、馬公洲莊の佃民の羅鑑・高祥らが租課の免除を願ひ出た。これに対して興王は、被災状況の調査とそれを踏まえた租課の免除をすでに何度も管莊官に命じているにもかかわらず、耕作がはじまろうという二月になって、至るところで小民からの訴えが上啓されるのは、管莊官が興王の意を体せず、十分に実地調査をしないままに虚偽の報告をしてくるか、この機に乗じて不正をはたらき、小民から利をむさぼろうとしているからだと述べている。その上で、さしあたり彼らを処罰することはしないが、別に公正な官員を調査に帯同し、結果を帳簿にまとめて報告させた上で、租課の減免を行うよう承奉司・長史司に命じている⁶⁸⁾。

直接、興王に責任を負ったのは「官」たる管莊官であつただろうが、彼らの下にもまた佃民と直接の交渉を持ち、莊田経営を末端で支える者が介在していた。王毓銓氏によれば、山東徳王府の「莊頭」や山東魯王府の「小甲」は「管莊人役」の下に置かれ、管莊内官の指示を受けて莊戸を直接管理し、莊租を徴収していたといふが⁶⁹⁾、同様の存在は『獻皇帝実録』でも随所に認められる。正徳元年（一五〇六）四月、官員を派遣して各莊に未納分の禄米納入を催促するよう求めた長史司の上啓に対し、興王は、催促するのはよいけれども、人を遣れば額外の取り立てによつて騒動を起こし、佃民を害することになるとの理由から、これを見合わせている⁷⁰⁾。正徳八年（一五二三）八月には、莊田では「下人」をきちんと撫恤し、状況をよく斟酌して徴収し、過重に徴収して佃民が怨みを募らせることのないようにせよ、あえて配下の者を好き放題にさせ、それがもとで悶着を起こし、人を害するようなことがあれば、嚴重に処罰するとの命令が管莊官に下されている⁷¹⁾。正徳九年（一五二四）八月には、被災田地の面積について報告を受けた興王が、調査結果にもとづく租課減免を命ずるとともに、「小民の敢えて私に課利を規る者」が発覚したら、こ

れを処罰すると述べている⁷⁶⁾。ここでいう「私に課利を規る者^{はか}」とは、おそらくは租課徴収の過程に介在し、水増し徴収によって私利を得ようとする者と思われるが、以上から、管莊官と佃民とのあいだに存在した者たちによる不当な取り立てが、しばしば「人を害する」事態にまでエスカレートするほどのものであり、かつそれが興王にも問題として認識され、そのことが『獻皇帝実録』という史料に記されるほどに広がっていた、とは言えそうである。

実際に過重徴収が断罪され、管莊を免ぜられたケースもある。正徳六年（二五一）十月、北湖莊の租課が減免された。『承天大誌』の「恩澤紀」はその事実を伝えるのみであるが⁷⁷⁾、『獻皇帝実録』によれば「総小甲」なる立場の者が私怨によって毎年の租課を過重に報告し、佃戸もまたその額を支払っていたが、佃戸金贄らの告発を受けて所司が調査した結果、彼を罪に坐すとともに、これまでの過重徴収分も追徴したため、佃民は快哉を叫んだという⁷⁸⁾。その翌月には、やはり焦山莊の「小甲」とされる陳俊なる者が、佃民に害をおよぼし、過重に租課を徴収したことを理由に革役となっている⁷⁹⁾。

以上のように『獻皇帝実録』の記事は、いずれもがあまりに断片的で、十分につまびらかな像を結ぶものではない。ただ、興王をして「たびたび訓戒を与えている」と言わしめる状況が存在したことは、右の数例のみに照らしても、たしかと言ってよさそうである。史料の性格からして、理想的な藩王像を示すべく、佃民に対する不正を強調することで、その禁絶に意を尽くす興王の姿を際立たせるという面もないではなからうが、いずれにせよ管莊官および彼らと佃民とのあいだに介在する者による莊田経営・租課徴収にかかわる問題は、興王府において数の上でも少なからず生じ、かつ根深く浸透していたと考えてよい。

右のように、興王の慈悲深さを強調すべく、管莊官の不正・横暴に虐げられるイメージをもって描かれる王府莊田の佃民であるが、彼らもまた必ずしもそうしたイメージでひとくりにできない面があった。前章で触れた萬曆『湖

『廣總志』の撰者は、堤防修築計画を台無しにしてしまうこと「尤も甚だし」いのは「官莊の佃民」であったと述べていたが、彼らの具体像に多少なりとも迫る手がかりになる記事として、たとえば『獻皇帝実録』卷之三十八、正徳八年五月丁丑（十日）条には、「安陸州民」とされる習友徳なる人物が「官田を領種す」すなわち王府莊田を耕作するにあたり、租課納入の便宜のために批を發給するようお願い出てきたのに対し、興王はこれを許可し、かつ租課を減ずるよう所司に命じたとある⁷⁶⁾。納租のための批文を求めるといふ請願内容にくわえ、莊田を耕作すると言いながら、本史料に頻出する「佃民」と書かれていないところから推すに、習友徳はこのときに莊田の佃戸になったのではないかと思われる。「其の斂^{おさ}むる所を薄くす」というのも、後述するように、開發にかかる負担を理由とする減免措置を想起させる。このように解釈して大過ないとすれば、この習友徳のケースは興王府への田土投獻——往々にして税役負担を逃れるために行われた——の例のひとつに数えられるのではなからうか⁷⁷⁾。

また『獻皇帝実録』卷之三十六、正徳七年閏五月戊寅（五日）条には、城北湖莊は土地が低湿であり、耕作が難しいとして、租の減額を求めた王儼なる佃民の請願に対し、興王は「この地はいずれも地勢が高いために、かつて減免したと聞いている」としながらも、王儼の要請を受けて、さらに二分を免除したと伝えられている⁷⁸⁾。事の経緯や周辺の状況をつまびらかにする術は持たないが、かつて地勢が高いといつて減免を受けた土地について、今度は低湿であるという真逆の理由が述べられていること、そしてそのいずれの願い出とも興王が許可していることは、やや不可解なようにも思われ、あるいはその裏で何らかの不正が行われていたのかもしれない。

三、興王府と地方官府

第一章で述べた嘉靖初年の改編・改称に至るまで、興王府所在地に置かれていた地方官府は、文官のそれは安陸州と附郭の鍾祥県であり、武官のそれとして安陸衛があった。既述のところでは水害・飢饉の際の賑恤にあたって、後述するところでは水利工事の施行に際しても、興王府からこれらの官府に指示や働きかけがなされることがあった。もつとも、先に引いた萬曆『湖廣總志』が伝えるように、堤防修築をめぐる、王府と文武の各官府のあいだで往々にして負担の押しつけあいなされていたことを考えれば、王府と地方官府との関係に少なからぬ問題があっただろうことは容易に想像がつく。

先行研究で明らかにされているように、明朝は王府による土地と人民の支配を許さず、必要経費を分封地の地方官府の責任において支給する食封制を採用したのにくわえ、弘治年間までには宗室が許可なく封城を離れることを禁じ、就業・婚姻をも厳しく制限する藩禁体制が確立した。これにより宗藩はほとんど封城に蟄居する徒食集団と化し、時代の経過にともなう宗室人口の増加は、禄糧欠乏による下級宗室の貧困化をもたらすと同時に、王府所在地の地方社会にも極めて重い負担を強いることになった⁷⁹⁾。

こうしたことに関連して『獻皇帝実録』で目につくことのひとつに兵士の困窮がある。「軍校の貧なる者」や「貧乏なるを以つて賑濟を乞う」などと直截に書かれている兵士には、飢饉の際などにしばしば穀物支給がなされている⁸⁰⁾。弘治十四年（一五〇二）五月には家畜の飼育や王城の守備・宿衛を担当する群牧所の兵士が亡くなったが、彼は貧しさのあまり棺すら買えなかったという。興王はただちに銀を出して棺を支給してやるとともに、以後、武官と

その家族や兵士で葬儀ができない者に対しては、状況に応じて費用を援助するよう命じている⁸⁰⁾。

あくまで王府側の認識においては、棺すら買えないほどに兵士が困窮し、その俸禄は地方官府の支給にやぶるが制度であったからには、まずもって遅配の解消を求める先は安陸州ないし湖広の地方官府ということになる。正徳十四年（一五一九）二月、「小旗」の董鑑らが長期にわたる月糧の欠配を訴えている。彼らは「儀衛等の司所」の所屬と見えるが、儀衛司は長史司に属して侍衛や儀仗をつかさどる部署⁸¹⁾、また小旗も兵卒十人の長である。訴えを受けた興王は長史司に対し、巡撫・巡按御史から布政使司および管糧・分巡・分守各道の官に「移文」すなわち文書を送り、安陸州に支給を催促させるよう命じている⁸²⁾。

管莊の任にあたった「旗校」すなわち総旗・小旗および校尉の素質低下については先行研究でも言及されている⁸³⁾、『猷皇帝実録』卷之二十八、正徳二年七月己未（十八日）条では、興王府にも何かと揉め事を起こして小民を虐げる軍校がいるとして、告示を出して禁止し、かつ警備にあたる千戸に対して毎日八名の校尉に四門を見回らせるよう命ずるほか、酒を飲んでほしいままに悪事を働き、強きをたのんで弱い者いじめをする者は、すぐに捕縛して長史司に送り、長史司の属下で刑獄と治安をつかさどる審理所に監禁して懲らしめるよう命じている⁸⁴⁾。このような者たちの抗議となれば、それを王府内で抑えるのはかなり難しかっただろうと想像されるが、『猷皇帝実録』卷之十五、弘治十三年四月甲申朔（一日）条によれば、月糧欠配が長期化し、兵士たちが直接、安陸州衙門に向いて支給を訴えることが常となっており、なかには罵詈雑言を浴びせて州当局者を侮辱するような者もいたという。この記事では、法をないがしろにするような兵士たちの行動に対して、興王は取締りや処罰をきびしくするよう命じたとある⁸⁵⁾。大規模水害に見舞われた正徳十一年（一五一六）六月、以前より未払いとなっていた人夫の工賃分の銀両を貧窮する王府の軍校に支給してほしいと安陸州から願ひ出があった。これに対して興王は、安陸州の民も苦しんでいる

折、王府の兵士のことは自分で何とかするので、当該の銀両は州に返却し、小民に支給させるよう述べている⁸⁷。王府の兵士の困窮とともに、安陸州にも「旧逋」つまり王府への支払いを滞らせていたことが記され、官府の側の台所事情もまた苦しいものであったことが知られる。正徳元年（一五〇六）十月にも、公務におもむく王府官と同行の兵士に対し、距離や日数に応じた旅費を支払うよう興王が承奉司に指示しているが、その理由は「擅ほしまに有司の慶餼を受け、地方を騷擾するを許さず」すなわち地方官府からみだりに金品酒食をせびり、出先で騒ぎを起こさせないようにするためであった⁸⁸。そもそも王府の立場から書かれた史料にまでこうした記事が伝えられていることからすれば、安陸州はじめ地方官府にとって、こうした動きは『猷皇帝実録』の記述以上に頭の痛い問題として受けとめられていたに相違ない。

正徳九年（一五一四）二月の記事として、旧口荘の民とされる蕭虎なる者が上啓し、駅伝を管轄する官が「生民を激変」しているとして、役務の免除を興王に求めたという。細かな事情はつまびらかにしえないが、字面のみから推すに、おそらく佃民が騒ぎを起こすに至るほどに駅伝関係の賦課が過重だと訴えたものである。これに対して興王は、小民に過重な役務を課すことは彼らを逃亡に追いこむようなものであり、当該の役務の割当てには定額が設定されているのだから、荘田の民にまで負担のしわ寄せがおよぶようなことはあつてはならないとして、分巡官にしかるべき対応を指示する文書を送るよう命じている⁸⁹。地方官府とのあいだで、王府の兵士ばかりでなく荘田の佃民がかかるトラブルも生じていたことが知られるが、さらに踏みこんだ推測が許されるならば、民政を管轄する地方官府とそれとは系統を異にする王府とが並立し、ともすれば双方の所轄区分が必ずしも明確ではない状況を意図的・積極的に利用しようとする民の存在を想定してもよいのかもしれない。

興王府と地方官府とは裁判においてもかわりを持つことがあった。弘治十一年（一四九八）七月に長史司に対し

て出された興王の命令では、王府にも「州衛の軍民と鬪訟」する者がいるが、「所司」に拘留・尋問させる際には、長期にわたって拘留して執拗に訊問したり、みだりに無辜の者を巻きこんだりしてはならないと述べられている⁸⁰。長史司への命令という点からして、ここでいう「所司」はおそらくは王府内の司法担当部署たる審理所、あるいは長史司そのものと考えられる。となればその「執問」ないし「長繫偏訊」を受けるのも、一義的には王府関係者であっただろうが、仮にそうだとしても、彼と係争している安陸州・安陸衛の管轄下にある軍民にまで「濫りに及ぶ」と、はたして皆無であっただろうか。いずれにしてもこの記事からは、王府の管轄下には軍民と訴訟沙汰になっている王府関係者の存在がたしかめられる。

地方官府に対して興王府からの働きかけがなされる場合、多くは「移文」つまり文書によって行われていたようだが、地方官が行う裁判に王府官が直接関与していたことを示唆するような記事も『獻皇帝実録』には散見される。弘治十六年（一五〇三）六月、焦山莊の佃戸とされる胡韶震なる者が「豪民が土地争いで恨みを抱き、誣告してきた」と訴え、これが管莊官より上啓された。興王の睿旨では、田地については帳簿を調べなければならず、かつて租課を納めているかどうかについても、実情を隠匿して訴えをでっち上げている可能性を指摘した上で、巡撫・巡按御史以下、関係する民政部門の官に文書を送り、王府の担当官と一緒に公平に審問させるよう長史司に命じている⁸¹。巡撫以下の各官への「移文」が命ぜられているところからして、胡韶震が告発した「豪民」は地方官府の所轄下にある民であったと思われるが、その裁判の過程で「本府の委官と共に、公に従いて会問す」ること、つまり王府官が民政部門の官僚とともに裁判にあたることが求められている点に注意しておきたい。

興王府と地方官府との関係ということに関連して、王府禄糧を折銀支給する際の換算率のことを述べておきたい。禄糧を本色（現物）もしくは折色（鈔や銀で代替）のいずれで支給するか、その場合の比率や換算率をどうするかと

いうことは、種々の不正やトラブルの原因ともなっており、制度改定もたびたび行われた⁸⁰。布目潮風氏によれば、禄糧の折銀支給は早いところでは弘治年間より、一般には嘉靖年間より始まるとされ、また湖広では嘉靖六年（一五二七）以前に楚府のみは折銀されていたが、嘉靖八年（一五二九）以後は湖広全体にわたったという。その根拠とされているのは『明世宗實錄』卷一百七、嘉靖八年十一月辛酉（二十九日）条に見える湖広巡撫朱廷声の上奏に対する戸部の覆議であり、ここでは親王以下の各ランクに応じた一石ごとの換算率が記され、親王は銀七錢六分三釐と定められている⁸¹。これは萬曆『大明會典』にも「嘉靖」八年題准」として記載されているから⁸²、中央政府レベルで依拠すべき前例として位置づけられたものと考えてよい。

ところで『明世宗實錄』当該条には、右の換算率について「楚府の則例の如く」とあるのみで、布目氏がいう嘉靖六年（一五二七）以前という時期については記されていない。親王については毎石銀七錢六分三釐という率そのものは、嘉靖五年（一五二六）正月の段階で湖広巡撫の黄衷が「已に定めて則例と為る」と述べており⁸³、これ以前にまださかのぼれることは知られるのだが、これに関連する記事が『獻皇帝實錄』卷之四十四、正徳十一年二月戊午（七日）条に、

巡撫湖廣都御史秦金行部、至安陸朝見。帝親侍賜、仍賜通鑑節要并內外科等醫書。帝自就封以來、諸郡邑解納祿米、止折收銀七錢六分三釐例外、無分毫橫取。至是、金遂奏、下爲諸藩式。

巡撫湖廣都御史の秦金が官僚の考課のために巡回し、安陸に来て興王に朝見した。興王はみずから謁見を賜い、『通鑑節要』と内外科の医書を下賜した。興王は就藩してより、およそ州県が納める禄米は、ただ通例の銀七錢六分三釐に換算するほかには、分毫たりとも不当に受領しない。ここに至って秦金はついに上奏し、「裁可を得

て」発下され、諸藩でも定例となった。

とあり、興王との謁見を踏まえてなされたとされる巡撫秦金の上奏が每石銀七錢六分三釐という数字の根拠となったように書かれているのである⁹⁰。秦金は正徳九年（一五一四）十一月より正徳十五年（一五二〇）十一月まで湖広巡撫に在任し、在任中の文書をまとめた『安楚録』十巻があるが、このなかに右に対応する記事を見出せてはいない。ただ、この数字が出てくるのが嘉靖年間に入ってからであること、しかも『会典』に「題准」として記され、一地方にとどまらない範囲で適用される規定として位置づけられたことにくわえ、何事につけ実父の言動を規範化しようとする世宗の姿勢をも考えあわせれば、『獻皇帝実録』が伝えるように、興王府で行われていたとされる換算率にもとづいていた可能性は少なくないと思われる。

四 興王府と水利

現在の湖北省鍾祥市にあたる安陸は、長江と漢江の堆積作用によって形成された江漢平原の北端に位置する。安陸の附近は漢江上流からの水勢の衝撃を強く受けて堤防決壊の危険が大きく、かつここで決壊すると、さらに下流の低地にまで氾濫が広がり、広範囲にわたって田地・家屋が水没することになった。そのためこの地は漢江の堤防管理におけるきわめて重要な地点となっていた。

江漢平原には多数の沼湖・水道が参集しており、夏季の増水にもなう余水はこれらに収納されたが、その機能には限界があった。増水による水害を防止するとともに、瀬江辺湖の低地を有益化すべく築かれたのが「垵」「垵隄」

とよばれる水利施設であった。囲岸・囲隄の構築によって一定の土地を囲いこみ、その内部を排水することで土地用益を確保しようとするものである。ただ鍾祥以下の漢江流域では、沿岸地域および接連する一帯の低窪地方をふくめて、両岸の土性がやわらかであった関係上、江水の氾濫を防止する堤防の安全の方がより重要であり、垵隄はその決壊に備える予備的なものであったという⁹⁷⁾。

興王府においても右のような開発が行われていたことは、第二章で示した「教民務本事宜」第五条によっても明らかである。収穫のない低湿地は浚渫して水害を防ぎ、漢江の水勢が激しく水没のおそれのあるところでは堤防を築くほか、かつて溜池や湖であったところは、耕地化すると遊水機能を低下させ、洪水時にはかえって水がはげしく押し寄せ、作物をだめにしてしまうため、開発・耕作をしてはならない⁹⁸⁾、といった内容が方針として示されているのは、安陸における水利の基本的な状況を端的に物語る。『獻皇帝実録』には個々の堤防・クリークの整備が命ぜられている記事も少なからず見出すことができ、承奉司などの王府官府あるいは荘田の佃戸の上啓を受けて、管荘官などに調査・施工が命ぜられている例が多い⁹⁹⁾。このほかにも正徳元年（一五〇六）六月には、安陸州城の西にあり、山から流れ下る水によって壊れていた板橋を石橋に造りかえるのに資金を拠出しており¹⁰⁰⁾、正徳六年（一五一二）二月には、長史司に対して、漢江沿いの堤防の破れた箇所を修築とともに、橋と渡し船の整備も命ぜられている¹⁰¹⁾。

『獻皇帝実録』の記事の多くは、水利工事にあたって管荘官をはじめとする王府官に調査と実施が命ぜられたことを記すのみであるが、具体的なありようが垣間見られるものもある。たびたび述べてきた正徳十一年（一五一六）大水害のときのものだが、発生翌月の六月には、耕作している人戸を「起倩」して堤防修理にあたらせること、食糧のない者にはこれを支給することが命ぜられている¹⁰²⁾。ところが同年九月に承奉司に命ぜられたところでは、決壊した堤防は佃民が自力で修理すべきであるとしながらも、大水害による凶作で他所に食を求めなくてはならないような状

況では、とてもそんな余力はないとして、各荘田の管荘官が典宝所から銀両を受け取り、それで人を雇って工事を行うよう述べられている⁹⁰⁾。これなどはおそらく大規模水害時の特別措置であろうが、王府からの銀両で工事人員を雇うことも行われていたようである。

王府がみずから動員できる人員のほか、安陸州・安陸衛の所轄下にある軍民の動員にも、たびたび言及されている。先引の『獻皇帝実録』正徳十一年六月条にも「州衛に移文して、軍民を督率し」云々とあるほか、正徳九年（一五一四）正月にも、馬公洲荘の堤防が毎年崩壊しているのを受けて、内伴読の楊保らが州衛の人員とあわせて修築工事を行うよう求めたのに対し、興王は「軍民にも有益」だと述べて、州衛にその旨の文書を送るよう長史司に命じている。「州衛の夫役と合して」とあるように、王府から出す人員については、楊保が典仗の劉海なる者とともに農閑期のうちに人員を集めて工事を行うよう命じているが、その際「下人を禁轄し、富を売って貧を差し、因りて弊を作すを得ること勿^なからしめよ」と特に附言している点にも注意しておきたい⁹¹⁾。「売富差貧」とは金持ちからは金銭を取って役務を免除し、金を払えない貧乏人のみを働かせるとの意である。正徳十一年（一五一六）九月の条でも、典宝所の銀両で工事人員を雇うにあたって、やはり「因りて弊を作し^な、故事に虚応するを得る母^なかれ」——これにかこつけて悪事を働き、旧来どおりの対応でいい加減に片づけてはならないと言われていたが、こうしたところからは、王府がかかわる水利工事にあたって往々にして種々の不正が介在していたことが読みとれる。

ところで、鍾祥における堤防修築と水害について、同治『鍾祥縣志』卷之三、山川、隄防の按語は以下のように述べている。曰く、嘉靖以前は県内を流れる諸々の支流もふさがつていなかったもので、漢江の水勢も殺ぐことができ、堤防決壊も少なかった。のちに泥砂がたまると、軍民が占拠して田地としたり、堤防を増築して水勢をさえぎったりするようになるが、利益を得ることだけを考えて、横暴を働くこともつとはなはだしかったのは皇荘の宦官たちで

あつた、と¹⁰⁰。その上で、

明沔陽童承叙之河防、深論濱漢客民好攘荒地、增客隄、以致隄防日壞之弊（童承叙河防志）、而鍾祥之在前明官莊之田、此風更劇。

明の沔陽の童承叙の河防〔志〕は、漢江沿いの客民が荒地を開拓し、客隄を増やしたために、堤防が日増しに壊れていく弊害について深く論じているが（童承叙の河防志）、鍾祥における明代の王莊の田では、この風潮がさらにひどかった。

と述べて、鍾祥における水利・治水状況の悪化を説明したものであるとして、鍾祥とともに承天府（清代には安陸府）に属していた沔陽州出身の童承叙の手になる「河防志」を挙げているのである。

童承叙、字は漢臣または土疇、号は内方、正徳十六年（一五二二）の進士。翰林院庶吉士・編修より国子監司業や詹事府の左春坊左庶子などを歴任し、一貫していわゆる儒臣の立場にあつた。嘉靖十三年（一五三四）七月に命ぜられた歴代の実録・宝訓の副本作成にも校録官としてかかわっている¹⁰¹。著作として『平漢録』一卷や『内方先生集』十巻のほか、嘉靖十年（一五三二）付の序を附す『沔陽志』十八巻が伝えられているが、この嘉靖『沔陽志』巻八に収める「河防志」こそ、同治『鍾祥縣志』の按語が言及しているものにほかならない。

この文章は顧炎武『天下郡國利病書』にも引用されており¹⁰²、森田明氏はこれに依拠して、明代、堤防修築をつうじた開発が本格化するの、おおむね成化年間（一四六五—一四八七）以降であること、またその具体的な状況についても、当時、客民は安価な閑田隙土を求めて流入し、開墾によって定着するに至ったこと、彼らが獲得した土地は

いずれも河流沼湖に瀕した用益上堤防を必須とする湖田であったが、これら湖田は造成に要する労力の関係上、通例は一定期間免税される、あるいは課税されたとしても低額であり、こうした条件が客民の移住を促進し、彼らが土着民を凌駕するまでに至ったことを述べている²⁰⁰。『獻皇帝実録』にも、洪水に見舞われた瀾馬灘臨河莊の佃民による租課減免の上啓を受けて、興王が「いま水没した土地は租課免除の対象外なので、小民ばかりが害をこうむっているが、河土が堆積してできた肥沃なところは官司がこれを把握せず、もっぱら土豪だけが利を得ている」と述べたと伝えられる²⁰¹。ここでいう「土豪」が客民だとは必ずしも言い切れないが、官が把握せずに課徴対象からはずれている新たな土地を得た者と、以前より租課を負担してきた土着の「小民」との不均衡という構図は、この記事からもうかがうことができる。

ところで、童承叙の議論にはいまひとつ重要な論点がもりこまれている。右のように外来の「佃民估客」が湖田を購入・開発し、税役の減免措置を利用しながら富強となると、さらに堤防を増築して土地集積を進めていくことを述べた上で、それと対比する形で、

民田税多徭重、丁口單寡、其隄壞者、多不能復修。雖院必有長²⁰²、以統丁夫主修葺、然法久弊滋、修或不以時、故土未堅實、丁夫或非其數、故工尚鹵莽。夫院益多、水益迫、客隄益高、主隄益卑。故水至不得寬緩、湍怒迅激、勢必衝嚙、主隄先受其害。由是言之、客非惟侵利、且貽之害也。

土着民の田土には重い税役が課されるし、人数も少ないので、堤防が壊れても修復できないことが多い。坑には必ず長がいて、丁夫を率いて修理の責任を負うことになっているけれども、ときを経るにつれて、そうした方式の弊害も多くなり、修理が時宜にあわないうために、土がすっかり堅くならなかったり、丁夫が足りないため

に、工事が雑になつたりすることがある。垵が多くなれば、水もその分だけ迫ってくるし、客民が造成した堤防が高くなればなるほど、土着民の堤防は低くなる。だから水勢をゆるめることもできず、激しい勢いのままで流れてくれば、必ず堤防に激突し、土着民の堤防からまず害を被ることになる。この点から言えば、客民は利を侵奪するだけでなしに、害をもたらしているのだ。

と論じている。垵隄の造成をつうじた客民による開発の拡大が、遊水機能の低下とそれにとまらぬ水害の多発をもたらす。それは税役負担が集中する土着民による堤防の維持・修築を困難にし、主客間のさらなる格差拡大を招いていると断じているのである¹⁰⁰。このようにして起こった大水害として「河防志」は成化十年（甲午・一四七四）、弘治十三年（庚申・一五〇〇）および正徳十一年（丙子・一五一六）十二年（丁丑・一五一七）の水害を挙げた上で、「沔陽の民にとつての弊害は、成化年間にはじまって正徳年間に極まり、その傷跡はいまに至るもまだ回復していない」と述べている¹⁰¹。

こうした議論に照らして、興王府による水利事業について考えると、たとえば既出の「教民務本事宜」第五条のほか「堤岸・水路を濬築す」「水路を開通し、堤岸を修築す」ることを求める上啓がなされていたことからすれば¹⁰²、江水の氾濫・衝決の防止を主目的とする堤防のみならず、土地を囲いこむ垵隄が存在していたのは間違いない。また必ずしも興王府の時期でないとはいえ、嘉靖『興都志』や『承天大誌』のデータが示すように、莊田が一貫して増加していたことにくわえ、萬曆『湖廣總志』のなかで、遊水機能を持つ「河川・湖沼減少の要因に「官莊」の拡大が挙げられていたことを考えれば、垵隄造成をつうじた開発による増加分も決して少なくなかったと思われる。童承叙が「土着民の利益を奪うのみならず、害をおよぼしている」とまで言い切った外来の客民が、往々にして税役の減免措

置を利用しながら開発を進めていたことからすれば、王府への投献が彼らに有利な選択肢と目されたとしても不思議はない。『獻皇帝実録』という史料によって、湖広安陸において最重要と言つてもよい水利をはじめ、興王およびその王府による諸活動について、従来の水準に比せば多少なりとも具体的な像を得ることはできた。しかし、それが少なくとも官僚・士大夫の手になる史料に示された彼らの状況認識や利害とは矛盾したものであったというのは、やはり覆しようのないところと言わねばなるまい。

むすびにかえて

本稿で示してきたように、興王府と安陸の地方社会との関係の如何を考える際、『獻皇帝実録』によって王府側の諸々の事柄をいささかなりとも具体的に把握できる面はたしかにあった。たとえば第三章で示したように、世宗即位後に『会典』にも記載されるに至った每石銀七錢六分三釐という親王への禄糧折銀率が、もともと興王府で行われていたとされる換算率にもとづいていたことなどは、国政レベルの制度史理解の空白を埋める知見と言えよう。しかし総じて言えば、それらも結局は明代王府にかかわる既知の些末な事柄をいささか具体的に示しただけとの感は否めない。もちろん、それは本史料から得られる情報から十分な意義を引き出せない筆者の力量不足以外の何物でもないのだが、それでも、政争のなかでみずからの正統性を誇示せんがため、一藩王でしかなかった実父の言行を皇帝のそれとして理想化・規範化して記すという本史料の性格は、幾多のマイナス面を意図的に覆い隠しているのではないかという疑いなしにこの史料を読むことを困難にする。そして、そうしたマイナス面を指摘・批判する官僚たちの言説にもとづいて構築されてきた先行研究の理解に対して、その相対化ないし克服を試みようとする際にも、この史料が果

たして如何ほどの力を持つかと考えれば、やはり同様の理由から、はなはだ心許ないと言わざるをえない。

しかしながら、少なくとも筆者が『獻皇帝実録』を通読したかぎり、事柄の取捨選択やそれらをどう記述するかという点とはかく、本史料の内容がまったく架空の絵空事を並べただけとは思えなかったのもまた事実である。水害・旱害が頻発する安陸にあつて、毎年どこかの荘田で租課減免がなされる、また貧民や困窮する兵士に対して、あるいは飢饉の際にはそれぞれに救済措置が講じられるのも、王府の所轄下ではあれ、そこに人民がいるからには、当然と言えば当然であろう。往々にして不法な手段で行われる土地兼併、主客間の税役負担の不均衡、水害の大規模化につながる開発など、官僚・士大夫の手になる史料でさまざまに指摘される問題の存在したいは否定すべくもないが、この地に荘田を有し、そこで農業が営まれている以上、埧隄の修築は不可欠だったはずである。あるいはまた、王府こそが湖広において増え続ける外来人口の受け皿のひとつになっていたという見方も成り立つのかもしれない。

冒頭で紹介した梁曼容氏が指摘しているように、マイナスイメージ一辺倒と言つてよい先行研究の宗藩理解は、間違いなく史料に即した実証の手續きを経て示されたものである。本稿でもしばしば見たように、『明実録』をはじめとする諸史料に見える官僚たちの問題提起や各種方志で展開される士大夫の言説は、王府への非難に満ちている。しかし、そこで指弾される種々の問題の構図は、官僚の管轄下で起こっていた諸問題とくらべて質的に異なっていたのだろうか。官府の税役徴収とて、民とのあいだに幾重にも重なる請負の關係を経なければ覚束なかつたし、王府だけでなく、優免特権を有する郷紳もまた投献の有力な対象であつた。その点から言えば、官僚・士大夫たちが指摘する諸問題の構図は、王府なるがゆえに生じたというわけでは必ずしもない。

周知のように、明代の田土統計の問題を衡所制度とからめて論じ、「疆域管理体制の二大系統論」を提起したのは顧誠氏である。明の田土統計における異なるふたつの系統の由来を探ることから出発し、戸部・布政司・府州県とい

う行政系統と都司・衛所からなる軍事系統という系統ごとに田土が管轄され、面積もそれぞれに算出されていたことを明らかにした上で、この両系統を帝国全体の疆域管理というレベルにまで敷衍した議論と言える¹⁰⁴⁾。「両大系統」の語が使われているところから知られるように、顧氏の議論においては、あくまで行政と軍事の二者のみで王府の存在は前面には出てこない。ただ、張居正政権下で行われた万曆土地丈量について『山西丈地簡明文冊』を用いて検討した張海瀛氏は、自身の分析の結果を踏まえて、行政・軍事の両系統からする土地管理という顧氏の論点が実証されること、さらに山西の田土と税糧について、行政（山西布政司）と軍事（山西都司・山西行都司）のほかに、王府をくわえた三系統により管轄されていたことを述べている¹⁰⁵⁾。

右の論点、特に張海瀛氏の所説は、あくまで山西における田土把握と税糧の管轄というレベルでの議論であり、安易に敷衍して考えることには十分な慎重さを要する。ただ、世宗以下『獻皇帝実録』編纂者側の立場や意図を少なからず割り引いてもなおそこから見えてくる王府のありようと、諸史料に残された官僚・士大夫の興王府批判とを整合的に位置づけようとする際、顧氏・張氏が説くような管理系統の違いという考え方は一定の有効性を持つように思われる。帝国の行政の大部分——ほかならぬ王府祿糧の確保と支給もそこにふくまれる——を担っていたのはたしかに官僚であったが、彼らもまた国家機構を構成する一要素に過ぎず、彼らが属する系統のなかで独自の利害を有する存在であった。行政の担い手としても、また史料の書き手としても、ほとんどすべてと言いうるほどに大きな位置を占める官僚・士大夫という存在を相対的なものにする事で、明という帝国の構造をより複合的に把握する手がかりが得られるのではないか。さらに言えば、理念上そうした諸系統の利害のバランスを保ちながら、これらをたばねるのとは結局のところただ皇帝のみというところに、構造の不安定さを見ることもできるのかもしれない。もつともそうした問題は、あくまで『獻皇帝実録』という史料に即して、興王府と安陸の地方社会との関係の諸相を示すことを目的

とする本稿の射程の外にある。すべて後考に期す。

註

- (1) 『文化史学』七五、二〇一九年。以下「前稿」と略記。
- (2) 前稿註(1)でも述べたように、「大礼の議」の過程で興王府の尊号はたびたびランクアップし、最終的には「睿宗」の廟号が奉ぜられるに至ったが、本稿では煩を避けるため、朱祐杭のことはすべて「興王」と称する。
- (3) 沈德符『萬曆野獲編』卷二、實錄難據
 至於興獻帝以藩邸追崇、亦修實錄、何爲者哉。……今學士・大夫有肯於秘閣中、借錄其冊、一展其書者乎。止與無隻字同。
- (4) 高艷林「論『大明恭穆獻皇帝實錄』的史料價值」(『南開學報』一九九八年第三期)。
- (5) 註(4)前掲高艷林「論『大明恭穆獻皇帝實錄』的史料價值」一三一—一四頁。
- (6) 『明孝宗實錄』卷一百五十九、弘治十三年二月辛丑(十七日)条、參照。なお同書卷一百二十五、弘治十年五月丁卯(二十六日)条には、興王が赤馬野豬・蘆湫長河の河泊所を管轄する官・吏を撤廢し、王府みずからの所轄に改めるよう上奏したことが見える。これには戸部が反対し、孝宗も戸部の覆議を裁可している。
- (7) 梁曼容「二〇世紀以来的中国明代宗藩研究」(『中国史研究動態』二〇一九年第四期)四〇頁。
- (8) たとえば胡英沢「晋藩与晋水——明代山西宗藩与地方水利——」(『中国歴史地理論叢』二九—二、二〇一四年)など。
- (9) 楊国安「明代万曆年間湖広地区土地清丈与里甲賦役調整」(陳峰主編『中国經濟与社会史評論二〇一七年卷』社会科学文献出版社、二〇一八年)六頁。
- (10) 更名田とは明代の皇家・王府・勳戚などの莊田を清初に民田化したもの。関連する先行研究として、さしあたり佐藤文俊『明代王府の研究』(研文出版、一九九九年)三八四—四〇七頁、陳支平『清代賦役制度演變新探』(厦門大学出版社、一九八八年)一六一—一二二頁を挙げておく。
- (11) 『明世宗實錄』卷一百二十九、嘉靖十年八月辛丑(二十日)条。
- (12) 『明世宗實錄』卷五十、嘉靖四年四月戊戌(九日)条。
- (13) 『明世宗實錄』卷二百二十四、嘉靖十八年五月丙子(九日)条。なお、新旧の顕陵衛および承天衛の関係については『明世

宗實錄』卷二百六十五、嘉靖二十一年八月壬辰（十五日）条に、

先是、上以安陸衛爲顯陵衛、拱護二聖山陵。……後復改荊州左衛爲顯陵衛、……而顯陵衛復爲承天衛、止于皇城及本城四門防守。

とあるほか、『明史』卷九十、兵志二、興都留守司にも、

承天衛、舊安陸衛、嘉靖十八年改。……顯陵衛、舊爲荊州左衛、嘉靖十八年改。

と見える。

(14) 金恩輝・胡述兆主編『中国地方志総目提要』（漢美図書有限公司、一九九六年）中冊、一五十六右。

(15) 同前書、中冊、一七一―七左および一七一―二五右。

(16) 同前書、中冊、一七―四六左。これによると現存するのは康熙以降のものであり、王格による『京山縣志』二十三巻および崇禎十三年（一六四〇）刊の『續志』十二巻は、いずれも現存しないという。

(17) 以上、嘉靖『興都志』編纂の経緯については、朱志先『興都志』与『承天大誌』纂修考述（『中国地方志』二〇一三年第七期）四二―四三頁を参照。また朱志先・張霞「王廷陳与『興都志』纂修考述」（『黄冈師範学院学报』三一―一、二〇一一年）でも、王廷陳が『興都志』編纂に関して諸人に書き送った書簡が紹介されており、彼らがどのような姿勢で編纂にあたったのかについて、その一端を具体的にみる事ができる。なお当該論考、四四頁に引く帰有光『震川集』卷五「題興都志後」には、刊行されることになかった嘉靖『興都志』の流伝に関連して、

太倉潘德元爲承天府同知、以志抄本見示云、此志後復進呈、上以手撥去、禮部遂不敢刊行。と記されている。

(18) 『明世宗實錄』卷五百二十、嘉靖四十二年四月己未（二十一日）条。

(19) 礼部尚書兼翰林院学士李春芳等「謹題爲懇乞聖明刊定興都典志、以彰帝蹟、以隆聖孝事」（『承天大誌』纂修題奉聖斷章奏、所収。嘉靖四十二年四月十一日付）。

(20) 徐階『世經堂集』卷六「修承天大誌義例」

臣等又惟、此書既與史異、尤非誌比。伏乞特賜定名、昭揭徽美。

この上奏は『承天大誌』纂修題奉聖斷章奏にも「大学士徐階等謹題爲纂修事」として収録されている。これによると題奏および上諭発下はともに嘉靖四十二年四月二十五日付となっている。

- (21) 『承天大誌』纂修題奉聖斷章奏
大學士徐階等謹題、……嘉靖四十三年三月初四日具題。本日奉聖旨、卿等不肯擬上、可名曰承天大誌。
- (22) 『明世宗實錄』卷五百五十五、嘉靖四十五年二月甲戌(十二日)条。こゝまでに述べた『承天大誌』編纂の経緯については、註(17)前掲朱志先「興都志」と『承天大誌』纂修考述「四四―四六頁も参照。『承天大誌』の概要については、費克光著・王玉祥訳「承天大誌」与嘉靖皇帝(田澍・王玉祥・杜常順主編「第十一届明史国際學術討論會論文集」天津古籍出版社、二〇〇七年、所収)を参照。
- (23) 同註(19)
嘉靖二十一年間、該工部尚書顧璘等纂進、體例不合、奉旨刪定、已經本部行令該府重纂、未報、閱今又二十年。其間聖製仙瑞、委宜增入。
- (24) 大學士徐階等「謹題爲纂修事」(『承天大誌』纂修題奉聖斷章奏、所収。嘉靖四十二年四月十四日奉聖旨)
一、臣等看得、顧璘撰進志藁、所紀事實、原奉聖旨謂其類多差誤。況今二十餘年、事之未載者尚多。合無命禮部、將前藁抄發湖廣撫按官、選委兩司官素有文學者、詳查備錄。續於各款之後、其原紀差誤者改正之、遺漏者增入之、作速奏進、以憑纂修。
- (25) 嘉靖「興都志」卷八、典制八、莊田
古者封建之法、制爵五等、制祿三等。其諸侯之有功者、取於間田以祿之、方伯爲朝天子、皆有湯沐之邑。是常祿之外、又有賜予之田也。我國家親王之祿、不過萬石、而國之所需、每倍於此。是以有莊田之設、訓農取獲、以助費出。其厚薄多寡之分、又往往視恩數以爲準、亦不能齊也。在興都者、隸於舊邸、今謂之皇莊、固先帝之遺也、皇上無替許田之恩、以致謹柔盛之孝、因存其故如左。
- (26) 徐階「世經堂集」卷六「修承天大誌義例」
靈囿之闢、詠於周詩、土田之錫、歌於魯頌。我獻皇苑囿之遺、聖跡存焉。莊田之留、先業永焉。皇上以上林爲苑、以天下爲田、於此猶繆莫之忘、大孝不匱之一也。
- (27) 徐階「世經堂集」卷六「修承天大誌義例」
今事係興都、固不宜袖金櫃・石室之書、備載謨烈、以盡同於國史、而義專皇迹、尤不宜采秩官・謠俗之類、泛及瑣細、以下同於郡誌。

『承天大誌』纂修凡例

一、承天星野・疆域・建置・官署等項、皆郡邑之事。以此書不敢下同於郡誌故、不書。

- (28) 施正康「明代南方の安陸皇莊」(『明史研究論叢』第三輯、江蘇古籍出版社、一九八五年) 一一三頁、張建民「湖北通史・明清卷」(華中師範大學出版社、一九九九年) 八三―八四頁。両氏とも「収租田地」のデータのみを畝未滿を切り捨てた形で提示している。

- (29) 王毓銓「明代的王府莊田」附録三「承天大誌・苑田紀・莊田」(『王毓銓史論集』中華書局、二〇〇五年、所収) 上冊、五二五―五二六頁。当該論文の初出は『歴史論叢』第一輯、一九六四年だが、初出時点では『承天大誌』所載のデータは収録されておらず、王氏の論文集『萊蕪集』(中華書局、一九八一年) 所収のものに至って附録三が附されている。同書の「前記」にも新たな史料を補充したとあり、論文集にまとめる段階で追加されたことが知られる。なお『承天大誌』のデータについては、註(29)前掲費克光「『承天大誌』与嘉靖皇帝」九二四―九二五頁でも言及がある。

- (30) 註(28)前掲張建民「湖北通史・明清卷」八四頁。

(31) 萬曆『承天府志』卷四、山川、漢東諸水

豐樂河、源出大洪山西、北流逕盤石嶺、灌田甚廣、民賴以豐。

- (32) 萬曆『承天府志』卷五、鄉市

〔鍾祥縣〕西門外有西門街・洋子市、有上店・下店・豐樂河・石牌・舊口各一市。

縣西鄉市、……朱家埠、……。

- (33) 萬曆『承天府志』卷七、郵傳、舖舍

鍾祥縣。……西北四舖、曰直河、曰新添、曰官橋、曰豐樂、通宜城。

乾隆『鍾祥縣志』卷之二、驛傳附

鍾邑舖舍四路。……北四舖、……豐樂、去城九十里。通宜城。

- (34) 同治『鍾祥縣志』卷之三、山川

豐樂河……其地爲津渡要口、明代常議設兵巡戍。

- (35) 註(28)前掲施正康「明代南方の安陸皇莊」一一四頁。

- (36) 萬曆『承天府志』卷五、鄉市、鍾祥縣
在城南之村、曰清平・臺陂・字・原子・時豐・歲稔。
- (37) 萬曆『承天府志』卷七、郵傳、舖舍、鍾祥縣
西七舖、曰河西、曰鶴子、曰冷水、曰百頃、曰新市、曰伯夷、曰七里、通荆門。
- 乾隆『鍾祥縣志』卷之二、驛傳附
鍾邑舖舍四路。……西七舖、……百頃、去城四十五里。
- (38) 萬曆『承天府志』卷十九、古蹟、鍾祥縣
放鷹臺、楚王遊獵放鷹於此。在東四十里數澤之間、四望極目。
- (39) 萬曆『湖廣總志』の編纂については、註(14)前掲『中国地方志総目提要』中冊、一七一五右および註(10)前掲佐藤文俊『明代王府の研究』三四八頁、註(3)を参照。
- (40) 萬曆『湖廣總志』卷三十三、水利二、承天府隄考畧
按、江故道逼近郡治石城而下。
- (41) 萬曆『湖廣總志』卷三十三、水利二、鍾祥縣堤考畧
自石城而下、由蔡家橋・板橋灣・上下流漣・馬公洲・小河口、以達于南河、迂迴三百餘里、土人總名之曰紅廟堤、最爲要害。然嘗考之、蔡家橋舊有口、通二聖套入湖、殺漢勢。又有流漣・金港二口、通枝河、達赤馬野猪等湖、由青樹灣、入軍臺港、大分漢流、以故堤得無虞。今半湮塞、不可復疏、嘉靖二十八年以來、諸堤盡決。
- (42) 萬曆『湖廣總志』卷三十三、水利二、承天府隄考畧
至石城、則舊有城北湖・池河・殷家等河之注蓄、今皆淤平、軍民官庄、爭墾爲業、而下流竹筒河復淤、下滯上汜、固一郡水患之原也。屬邑大半濱江、而受害甚者、北岸則鍾祥・京山・景陵之紅廟、南岸則荆門・潛江・沔陽之沙洋也。
- (43) 萬曆『湖廣總志』卷三十三、水利二、鍾祥縣堤考畧
有司屢議屢輟、蓋由官庄及荆州右衛與景陵・京山三縣軍民、雜處其間、互相推托、而格議撓法者、則官庄之佃民爲尤甚云。
- (44) 註(22)前掲費克光『承天大誌』与嘉靖皇帝「九二六—九二七頁。
- (45) 註(4)前掲高艷林「論『大明恭穆獻皇帝美錄』的史料價值」一八頁。なお高氏は同期間の災異について『鍾祥縣志』には正徳

元年（一五〇六）および五年（一五一〇）のものが未記載だと指摘している。

(46) 『猷皇帝実録』卷之三十一、正徳四年十月癸巳（五日）条

時各管莊內官以農事畢回府。帝問曰、今歲收成何如。對曰、山岡多旱、湖窪多澇、大約有收者十六七。帝曰、佃民納租課外、得免於饑寒矣。

(47) 『猷皇帝実録』卷之十七、弘治十四年三月戊午（十日）条〔承3・6b〕

命承奉長史司曰、鄧靖王・梁莊王二祖墓、去城甚遠、當此春時、貧民乏食、或有盜伐樹木、鬻爲薪。若不禁止、使伐之至於濯濯、予何以主祀爲哉。其嚴加禁制、仍令看守校尉不時巡視、有盜伐者、即依法懲治不貸。

(48) 一例として、たとえば『猷皇帝実録』卷之十九、弘治十五年五月丙子（五日）条〔承33・5a5b〕

各管莊官啓佃民乏食。帝謂侍臣曰、民以食爲天、王者以民爲天。當此盛夏、農務方殷、民既乏食、若不周濟、民何以盡力於農畝。秋成無望、必將有凍餓離散之患。何用我王者爲哉。

(49) 『猷皇帝実録』卷之三十八、正徳八年八月庚申（二十五日）条〔承4・7a／承34・5b6b〕

諭各管莊官曰、……其教民務本事宜、爾等悉心舉行、使民沾實惠、以稱予心。
一、莊屋悉依原處、墻下樹桑棗、及時養蠶、以供老者衣帛。有餘亦足易錢、以充衣食。山岡隙地、宜植果木。山場草樹、宜蓄之、以備樵蘇。

一、各家畜雞・鶩・豚、務令不失其時、以供老者肉食。

一、陂池本以資灌溉、宜於水涸時、各管莊官量起夫役、將逐歲不收之處、濬築塘堰、深丈餘・闊七尺餘、蓄水以備亢旱、其內亦可畜魚。

一、徵收須及刈穫、即時催取、勿待浪費。後時、往往不能趣辦。如豐歲、則必責償所負。如旱澇、則勿取毫分。

一、凡卑窪不收處、宜濬流防澇。其江水衝沒處、宜築堤岸。其舊爲塘堰湖地、勿令墾作耕地、以致畜水不多。其正耕種之地、卻被水衝激、以傷禾稼。

一、春耕時、若有少牛俱・種子者、管莊官量給助之。秋收之日、須差官踏勘旱澇分數、量爲蠲免。

(50) 『猷皇帝実録』卷之二十一、弘治十六年九月丁亥（二十四日）条〔承3・10a／承33・5b〕

是歲亢旱、各莊官請蠲租課。帝命承奉・長史司差官、查勘被災輕重、免租有差。

(51) たとえば『猷皇帝実録』卷之三十一、正徳四年九月癸巳（四日）条〔承34・2a〕

- 免芝麻灘・青泥套二莊租課。一以旱災、一以水災也。
- 〔獻皇帝実録〕卷之三十八、正德八年八月乙巳（十日）条
豐樂河莊民楊廣才・陳紀等、以旱傷、乞蠲免租課。命所司覈實、免之。
- 〔獻皇帝実録〕卷之二十一、弘治十六年十月辛亥（十八日）条 [承33・5b]
免臺陂莊地租之半。先是、佃戶散光岳等、以其地爲沙淤塞、乞蠲稅。帝命官驗實、遂免之。
- 〔獻皇帝実録〕卷之二十、正德三年六月壬辰（二十六日）条 [承34・2a]
免流連莊沙淤地土租課。從本莊佃戶鄒宏等、乞恩分豁也。
- 〔獻皇帝実録〕卷之三十一、正德四年閏九月庚申朔（一日）条 [承34・2b]
減百頃鋪莊山岡地租十之三。從佃戶啓也。
- 〔獻皇帝実録〕卷之三十八、正德八年四月己亥朔（一日）条
利河・沿山二莊民郭明達・李思賢等具啓、以莊地多磽難耕、乞蠲免租課。命所司勘處。
- 〔獻皇帝実録〕卷之三十一、正德四年十一月癸酉（十五日）条 [承34・2b]
減免東港莊租課。以虫傷故也。
- 〔獻皇帝実録〕卷之四十一、正德九年十月丁未（十八日）条 [承34・7a]
寶鶴山・瑜靈山莊民陳鑑啓、虫食禾稼、乞分豁。命所司勘明、依分數免租。
- 〔獻皇帝実録〕卷之二十四、弘治十八年二月己未（三日）条 [承3・10b/承33・6a]
時饑。帝謂左右曰、去歲年穀不登、聞今春軍校・佃民、多有缺食者。承奉司可查勘戶口多寡、出粟周給。其有流移乞食之人、儀衛司委官旗給與粟米、於寬閑寺觀中、設粥以濟、務沾實惠。
- 〔獻皇帝実録〕卷之十三、弘治十二年六月戊戌（十日）条 [承3・3b/承33・4b]
以民饑、出粟、命官設粥於城南報恩寺濟之。所存活者甚衆。
- 〔獻皇帝実録〕卷之三十一、正德五年二月庚午（十五日）条 [承34・3a]
差官於報恩等寺煮粥、以濟城中丐者、日給米二十石。
- 〔獻皇帝実録〕卷之十七、弘治十四年二月甲午（十五日）条 [承3・6a-c/b]
帝謂侍臣曰、……因思、農事將作、予封內佃民、當此枯春時、其不足者必多。爾承奉司與長史司、其計議出內倉粟、較

其貧乏等第、以周濟之、勿使失所、妨廢農事。

【獻皇帝実録】卷之二十三、弘治十七年十一月辛丑（十五日）条 [承3・10b / 承33・6a]

本府兩班軍餘張鑑等、以貧乏乞賑濟。帝命人與穀一石。

【獻皇帝実録】卷之三十一、正德五年二月己丑（三日）条 [承34・2b-3a]

以歲饑、命承奉司、給軍校之貧者、人粟一石、餘丁五斗。

このほか註57)前掲記事もこの例にふくまれる。

(60) 【獻皇帝実録】卷之三十、正德三年四月戊辰朔（一日）条 [承34・1b]

時大饑疫。帝謂輔臣曰、今歲饑疫、小民孳死者多、豈予藩守一方不德所致歟。爾等宜同加修省、以消天變。……仍出內

帑銀、糶米給疫者。並遣醫調治、死者葬之。

(61) 【獻皇帝実録】卷之之三十八、正德八年五月丁亥条

設香霽湯於府門內、設香霽湯於東西柵欄門傍、設水於各城門下。

(62) 【獻皇帝実録】卷之四十四、正德十一年五月丁未（二七日）条。

(63) 【獻皇帝実録】卷之四十五、正德十一年九月甲申（六日）条 [承5・3b]

帝謂長史司曰、今歲水患甚慘、人民困苦不可勝言。或以房屋衝塌、無棲身之處、或以田禾滄沒、無充饑之資、誠可傷也。爾長史司亟會州衛官、出給榜文、曉諭鄉間富實之家、遇貧民流移求食者、即收留養濟、毋得驅逐出境、以致失所。

(64) 【獻皇帝実録】卷之四十六、正德十二年正月癸巳（十七日）条 [承5・6a]

帝以去歲水災、米價踊貴、既下令發銀於豐熟處所、買米賑濟、復令承奉・長史司、移文州衛、亦務憫恤軍民、多方救濟。且出給告示、令鄉間殷實之家、有粟豆者、借貸與人。俟秋成之時、官司許與追還本利、毋得閉羅、以困小民。

(65) 清水泰次「明代莊田考」（同氏「明代土地制度史研究」大安、一九六八年、所収。初出は一九二七年）二四—二六頁、註29)

前掲王毓銓「明代的王府莊田」四五七—四五九頁。なお、王府の校尉については、佐藤文俊「明末農民反乱の研究」（研文出版、一九八五年）一九八—二一八頁に詳しい。

(66) 註65)前掲佐藤文俊「明末農民反乱の研究」一六四頁、註29)前掲王毓銓「明代的王府莊田」四五七—四八七頁。

(67) 【明孝宗實錄】卷一百四十七、弘治十二年二月壬辰（二日）条

先是、巡按湖廣監察御史王恩奏、請湖廣各王府莊田、俱令有司徵租送府、以免橫斂之害。既得旨、至是興王奏、本府莊

田與他府有糧民田不同、請得自徵。復從之。

(68) 『獻皇帝実録』卷之四十六、正德十二年二月己酉(三日)条 [承34・9a]

馬公洲莊佃民羅鑑・高祥方等、以被水、乞蠲租課。帝曰、去歲大水爲患、已屢令管莊官、勘視被災輕重、爲蠲其租。及今二月、春作方興、小民往往啓訴、必是原委官員不能體悉吾意、或檢踏未遍而妄報不實、或乘機作弊而侵漁下民。論法、本當究治、姑宥之。仍令承奉・長史司、別爲公正官同詣田、所勘明造冊啓知、量爲蠲免、毋累小民。

(69) 註⁽²⁹⁾前揭王毓銓「明代的王府莊田」四五九—四六〇頁。

(70) 『獻皇帝実録』卷之二十六、正德元年四月庚戌朔(一日)条 [承3・12a]

長史司啓、請差官催取各莊所負祿米。帝曰、催取固是、但恐去人擾害求索、有傷吾民。姑已之。

(71) 『獻皇帝実録』卷之三十八、正德八年八月庚申(二五日)条

諭各管莊官曰、今歲頗稔、爾等到莊、須撫卹下人、該徵租課、斟酌徵收、勿得多取、致民積怨。敢有縱下生事害人者、事發、重治不恕。

(72) 『獻皇帝実録』卷之四十一、正德九年八月癸巳(三日)条 [承34・7a]

門副戴永等啓稱、勘過災傷田地共二千三百五十三頃。帝曰、勘既明、宜如分數蠲免。仍諭、小民敢有私規課利者、事發、治罪不貸。

『承天大誌』では「仍諭……」以下は見えない。

(73) 『承天大誌』卷之三十四、恩澤紀二

〔正德六年〕十月戊寅、減免北湖莊租課。

(74) 『獻皇帝実録』卷之三十五、正德六年十月戊寅朔(一日)条

減北湖莊租課。先是、總小甲以私怨、報歲課過重、佃戶多陪納者。至是、佃戶金贊等以爲言。令所司勘實、乃坐總小甲罪、追償原陪舊課。佃民稱快。

(75) 『獻皇帝実録』卷之三十五、正德六年十一月戊申(二日)条

革焦山莊小甲陳俊役。以俊擾害佃民、多取租課故也。

(76) 『獻皇帝実録』卷之三十八、正德八年五月丁丑(十日)条

安陸州民習友德領種官田、乞給批以便納租。從之、仍命所司、薄其所斂。

- なお、この「官田」を王府莊田とする解釈は、たとえば王府莊田を「官莊」、王府設置の店舗を「官店」というように、「官」字で王府所有であることを意味するという王毓銓氏の説によった。註(29)前掲王毓銓「明代的王府莊田」四五九頁、参照。
- (77) 湖広において、他郷よりやってきて開発と土地集積を進めた地主階級が王府に対して集中的に投献を行ったことについては、註(65)前掲佐藤文俊『明末農民反乱の研究』一五四—一五五頁において、やや時代が下った潞王府の事例に即して言及されている。
- (78) 『猷皇帝実録』卷之三十六、正徳七年閏五月戊寅(五日)条
 城北湖莊佃民王儼、以湖地低窪、艱於耕種、乞減租。帝曰、聞此地俱高阜、向曾減免。今又乞減、再免二分。
- (79) 註(40)前掲佐藤文俊『明代王府の研究』。特に三四—九九頁。
- (80) 『猷皇帝実録』卷之二十三、弘治十七年十一月辛丑(十五日)条 [承3・10b / 承33・6a]
 本府兩班軍餘張鑑等、以貧乏乞賑濟。帝命人與穀一石。
- (81) 『猷皇帝実録』卷之三十一、正徳五年二月己丑(三日)条 [承34・2b-3a]
 以歲饑、命承奉司、給軍校之貧者、人粟一石、餘丁五斗。
- (82) 『猷皇帝実録』卷之十七、弘治十四年五月条 [承3・7a / 承33・5a]
 有群牧所軍人物故、貧不能具棺。時盛暑、帝聞之惻然、即命以銀給之。仍著爲令、自後武官并父母・妻子及軍校不能葬者、俱給銀資助有差。
- (83) 儀衛司に派遣される人間関係から、錦衣衛が直接的影響力を有したことは、註(65)前掲佐藤文俊『明末農民反乱の研究』一九八頁を参照。
- (84) 『猷皇帝実録』卷之五十、正徳十四年二月甲戌(十日)条
 儀衛等司所小旗董鑑等、以欠缺月糧訴。帝命長史司、移文撫按及布政司、管糧・分巡・分守官處之、仍令安陸州催給。
- (85) 註(65)前掲清水泰次「明代莊田考」二五—二七頁。
 『猷皇帝実録』卷之二十八、正徳二年七月己未(十八日)条 [承3・13b]
 帝聞本府軍校、間有生事、欺虐小民者。令長史司、出給告示禁約、仍行本府巡捕千戶、每日責差校尉八名、四門巡訪。如有縱酒逞惡、及以強凌弱者、即擒拏送司、轉送審理所監候、具啓懲治。

- (86) 『獻皇帝実録』卷之十五、弘治十三年四月甲申朔（一日）条 [承 3・5・b-c^a]
帝諭長史司、軍校月糧、久不關支、常赴州告擾、間有出穢言、冒有司者。蔑視法度、可嚴加禁治。復蹈舊軌者、重治不貸。
- (87) 『獻皇帝実録』卷之四十四、正德十一年六月辛未（二一日）条 [承 34・8-a-8-b]
安陸州以水災故、請以舊逋夫隸工價銀三十七兩、給散本府軍校之貧乏者。帝曰、此州百姓艱苦、其以銀還之、俾給與小民。府中軍校、吾自有所據。
- (88) 『獻皇帝実録』卷之二十六、正德元年十月丙午朔（一日）条 [承 3・12-b]
諭承奉司、凡本府公幹官員、跟隨軍校人等、各量地遠近、日之多寡、給與路費、不許擅受有司廩餼、騷擾地方。
- (89) 『獻皇帝実録』卷之四十、正德九年二月己酉（十五日）条
舊口莊民蕭虎、以驛官激變生民、啓請分諭。帝曰、小民苦於重役、漸迫逃移。彼該驛自有額設、夫役安得因此莊民。其移文分巡官治之。
- (90) 『獻皇帝実録』卷之十二、弘治十一年七月壬子（十八日）条
帝命長史司、府中有與州衛軍民鬪訟者、令所司執問、勿得長繫偏訊、濫及無辜。每月六次開具以聞。
- (91) 『獻皇帝実録』卷之二十一、弘治十六年六月癸亥（二十八日）条
管焦山莊官爲佃戶胡韶震啓、豪民以爭地挾讐誣告。奉睿旨、田地須要查冊、曾否納租、恐其隱情妄告。長史司宜移文巡撫・巡按・撫民官處、同本府委官、從公會問、無致虧枉。
- (92) 明代の王府祿糧支給法の変遷については、布目潮瀨「明朝の諸王政策とその影響」（同氏著『隋唐史研究』東洋史研究会、一九六八年、所収。初出は一九四四年）四五九—四六七頁を参照。また本色・折色の支給方法の違いが種々の犯罪やトラブルの要因になっていたことについては、雷炳炎『明代宗藩犯罪問題研究』（中華書局、二〇一四年）一一二—一九頁を参照。
- (93) 『明世宗實録』卷一百七、嘉靖八年十一月辛酉（二十九日）条
戸部覆、湖廣巡撫都御史朱廷聲奏、荆・襄・遼・壽等王府祿米、宜如楚府則例、一體折銀解納。親王、每石折銀七錢六分三釐。郡王、每石七錢。將軍・中尉・郡主・夫人・儀賓、每石五錢。所在府州縣貯庫支給、不許王府遣使、自詣州縣催督。從之。

(94) 萬曆『大明會典』卷三十八、戸部二十五、廩祿一、宗藩祿米。

(95) 『明世宗實錄』卷六十、嘉靖五年正月癸丑（三十日）条

巡撫湖廣右副都御史黃衷言、王府祿米、每石折銀七錢六分三釐、已定爲則例。頃州縣解納者、長史以下多所科索、甚有加之二兩者、民不能辦、而官以侵欺坐之、至破家抵罪、積弊已久。請令王府祿米折銀、量爲加耗、俱解各府州縣貯庫、令長史司按季支給便。事下、戸部請從其議。上命祿米舊解納王府者、各如故。第令務遵則例、不得多收、以病小民。違者、聽撫按官劾治。

(96) これに対応する『承天大誌』の左掲記事には具体的な折銀率は記されず、「取盈」つまり規定額の満額を受領しないことのみが記されている。

『承天大誌』卷之五、基命紀五、正德十一年二月戊午（七日）条

是月、巡撫湖廣都御史秦金朝見、命賜之宴。帝自就封以來、於諸郡邑解納祿米、每令所司不得取盈。至是、金上其事於朝、請下諸藩爲式。

(97) 以上の叙述は森田明『清代水利史研究』（重紀書房、一九七四年）二五—二八頁、八四—八五頁による。

(98) 註(49)所掲史料、参照。

(99) 『獻皇帝実録』卷之十七、弘治十四年六月戊寅（二日）条

承奉司啓、紅廟水堤、有坍塌者、入秋雨多、河水漲溢、恐傷禾稼。請預修築。帝曰、然。即命各管莊官、看視補築、務令堅實、用圖永久。

『獻皇帝実録』卷之二十一、弘治十六年三月己卯（十二日）条

顏家腦莊佃民周子明等啓、請濬築堤岸水路、以便耕種。帝命承奉司、差官相度工役、及時修濬、無致病民。

『獻皇帝実録』卷之四十四、正德十一年二月戊午（七日）条

板橋灣莊佃民王名等啓、請修理堤防、以備水患。命所司勘處、及時修理。

『獻皇帝実録』卷之四十六、正德十二年二月己酉（三日）条

顏家腦莊民周子明等啓、請開通水路、修築堤岸。命管莊官查勘、可以開通・修築者、即爲整理。

(100) 『獻皇帝実録』卷之二十六、正德元年六月戊午（十日）条〔承3・12b／承34・1a〕

先是、州城西河有板橋以濟民、後爲山水衝塌、往來者苦之。帝聞之、即出帑藏、命官以石建造。自此人不病涉。

(101) 『獻皇帝実録』卷之三十四、正德六年二月丙申（十五日）条

命承奉長史司、差官修築沿江堤岸、整葺橋樑・渡船、以防水患。

(102) 『獻皇帝実録』卷之四十四、正德十一年六月条

各莊堤岸、多爲水所衝塌者。命官起借種田人戶、及時修理、以防後患。如乏食者、量爲給助。仍令承奉長史司、移文州衛、督率軍民、併力修築、不許因循誤事。

(103) 『獻皇帝実録』卷之四十五、正德十一年九月甲申（六日）条

命承奉司曰、板橋灣等各莊堤岸、多爲水所衝壞者。承佃之家、宜併力自爲修築、但歲方凶歉、往往就食他土、力豈能及此。其令各管莊官、於典寶所領銀顧人、及時修築、以禦水患、務堅固可久、毋得因而作弊、虛應故事。

(104) 『獻皇帝実録』卷之四十、正德九年正月庚寅（二十六日）条

馬公洲莊堤歲被水衝塌。內伴讀楊保等啓請、合州衛夫役、預爲修築。帝曰、此事有益軍民。長史司函移文州衛、同典仗劉海、乘此農隙、倩人修築、務令堅厚。仍禁轄下人勿得賣富差貧、因而作弊。事發、一體究治不貸。

(105) 同治『鍾祥縣志』卷之三、山川、隄防

惟嘉靖以前、邑中諸支流、尚未湮塞、……漢水得有所分洩、以殺其勢、故鮮潰決之患。其後泥沙填淤、軍民占以爲田、或更築隄以障之、而闢豎倚勢、惟知規利、其暴橫爲尤甚。

この記事については、註²⁸前掲張建民『湖北通史・明清卷』一〇二頁でも言及されている。

(106) 『明世宗實録』卷一百六十五、嘉靖十三年七月丁丑（十二日）条。なお、童承叙は天順年間（一四五七—一四六四）に礼部侍郎をつとめた薛瑄の文廟從祀について議した嘉靖十九年（一五四〇）三月の廷議に際して、贊善の浦応麒とともに、拙速に結論を出さずに先送りすべきだとの意見を提出し、世宗もこれを採用している。拙著『長城と北京の朝政——明代内閣政治の展開と変容——』（京都大学学術出版会、二〇二二年）三九九—三四〇頁、参照。安陸州の同郷関係も考えあわせると、

世宗との関係の近さを念頭において考えてよいのかもしれない。

(107) 四部叢刊本、第二十五冊、湖廣下、一葉表—三葉表。

註²⁹前掲森田明『清代水利史研究』、三〇—三一頁。当該部分で森田氏が引用している箇所を嘉靖『沔陽志』によって以下に示しておく。

自洪武迄成化初、水患頗寧。其後、佃民佔客、日益萃聚、間田隙土、易於購致、稍稍墾闢、歲月寢久、因攘爲業。又湖

田未嘗稅畝、或田連數十里、而租不數斛。客民利之、多瀕河爲隄以自固、家富力強、則又增修之。

(109) 『獻皇帝実録』卷之四十二、正徳十年七月丙申（十一日）条 [承4・15b/承34・7b]

湖馬灘臨河莊地、率被水衝。佃民趙祥等啓、乞蠲免租課。帝命管莊官勘明、亟爲蠲免、毋累小民。因謂侍臣曰、予昨見祥等啓、因思、臨河莊地有被水衝塌者、有被沙沒不堪耕種者。又有卑窪處、濁流淤漲、而今爲膏腴者。今水衝沙沒之地、課額未除、小民獨受其害。淤漲膏腴之地、官司不知、土豪獨享其利。安在其爲均平也。爲政不患寡而患不均、寧損予歲課、不可使小民受害也。百姓足、君孰與不足。予意惟在足民、歲課非所計也。侍臣頓首對曰、主上此言、洞見小民利弊、非臣等思慮所及也。

(110) 嘉靖『沔陽志』ならびに『天下郡國利病書』のいずれも「垸」を「院」に作る。

(111) この記事は楊国安「主客之間——明代両湖地区土著与流寓的矛盾与衝突——」（『中国農史』二〇〇四——）八四—八五頁でも『天下郡國利病書』からの引用として示されており、主客間の矛盾が税負担の不均衡にとどまらず、土着民の生産と生活をおびやかす、環境資源の破壊により水害が激化するまでに至っていたことが述べられている。

(112) 嘉靖『沔陽志』卷八、河防志。

沔民之蔽、始於成化、極於正徳、瘡痍至今未之復也。

(113) 註99所引『獻皇帝実録』卷之二十一、弘治十六年三月己卯（十二日）条および卷之四十六、正徳十二年二月己酉（三日）条。

(114) 顧誠「明前期耕地敷新探」および「明帝國的疆土管理体制」（同氏『隱匿的疆土——衛所制度与明帝国——』光明日報出版社、二〇一二年、所収。初出はそれぞれ一九八六年、一九八九年）。

(115) 張海瀛『張居正改革与山西万曆清丈研究』（山西人民出版社、一九九三年）一九三頁および四三〇—四三三頁。なお、関連の研究史を見る上で、新宮学「明清社会経済史研究の新しい視点——顧誠教授の衛所研究をめぐって——」（同氏著『明清都市商業史の研究』汲古書院、二〇一七年、所収。初出は一九九八年）の整理と紹介がたいへん有益であった。